

第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

宮津市



はじめに

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」など、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指し取組が進められてきました。

本市におきましても、平成27年度に策定した「宮津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所保育料の大幅な軽減や放課後児童クラブの充実など、子育て支援の拡充に取り組んできたところでございます。

一方で、国内における2019年の人口動態統計の年間推計では、出生数は86.4万人となり統計開始以来初めて90万人を下回り、少子化と人口減少が加速しています。また、子どもの貧困問題や児童虐待の増加など、子どもや子育て家庭を社会全体で支える体制づくりが急務となっております。

「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の成果をしっかりと引継ぎ、子ども・子育て支援新制度を推進していくとともに、基本理念『みんなが育み みんなが育まれるまち みやづ』のもと、地域ぐるみでの子育て・子育ての実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました宮津市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご指導・ご助言をいただきました京都府並びに関係の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

宮津市長 城崎 雅文

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	子ども・子育て家庭を取り巻く現状	
1	人口の動向	3
2	世帯の状況	7
3	就業構造の動向	9
4	保育・教育施設の現状	11
5	第1期宮津市子ども・子育て支援事業計画における重点プロジェクトの 取組状況	20
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	22
2	基本目標	23
3	施策の体系	25
第4章	子ども・子育ての支援施策の方向と展開	
[1]	子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	26
[2]	親の子育て力を高め、子どもを生み育てることに楽しさを感じられる よう支援します	31
[3]	安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	36
[4]	次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します	39
[5]	地域ぐるみで子育て・子育てのまちづくりを支援します	43
第5章	教育・保育事業等の量の見込み等	
1	教育・保育提供区域の設定	45
2	各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその 実施時期	45
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその 実施時期	51
4	学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	61

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進及び進捗状況の把握…………… 62
- 2 計画推進に向けた関係機関の役割…………… 62

資料編

- ・宮津市ニーズ調査結果概要…………… 63
- ・宮津市子ども・子育て会議条例…………… 95
- ・宮津市子ども・子育て会議委員名簿…………… 96
- ・子ども・子育て支援新制度に関する用語説明…………… 97

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会・経済に多大な影響を与えるものとして懸念されています。

宮津市においても、共働き家庭の増加や核家族化の進行など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が施行され、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援等の総合的な取組が進められています。平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、希望出生率の実現に向けた若者の雇用安定や多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進などに加えて、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートしたところです。

また、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行し、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障される社会を目指して、子どもの貧困解消に向けた総合的な取組が求められています。

こうした中、宮津市においては、平成27年3月に「宮津市子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画という）」を策定し、幼児期の教育・保育サービスの充実など、総合的・計画的な子育て支援施策を推進してきました。

第1期計画では、経済的・精神的な子育ての負担感を軽減し、子育て世帯にやさしく住みよいまちづくりを実現するため、保育所保育料の大幅な軽減、幼稚園教育・保育の充実、放課後児童クラブの充実、中学校給食の導入のほか、子育て支援センター・図書館について利便性の高い立地へ移転整備を行うなど、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに取り組んできました。

令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」では、こうした第1期計画の成果を基盤として継承していくとともに、近年の社会情勢や子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、子どもの貧困対策や児童虐待防止など更なる子育て支援の充実を図るため、『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、子どもや子育て家庭が地域のなかで健やかに生まれ、ふるさと宮津への愛着や誇りをもてる「次代の親の育ち」に向けた取組を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけ、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画「宮津市次世代育成支援地域行動計画ー子どものびのびプラン・アクションプログラムー」を継承し、保健・福祉・教育・まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図る計画として策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」の内容を本計画に位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、本計画は、宮津市基本構想「みやづビジョン2011」を上位構想と位置付け、高齢者・子ども・障害者（児）について横断的な施策を展開する「宮津市地域福祉計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら取組を推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

○子育て中の保護者を対象とした子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

○宮津市子ども・子育て会議における審議

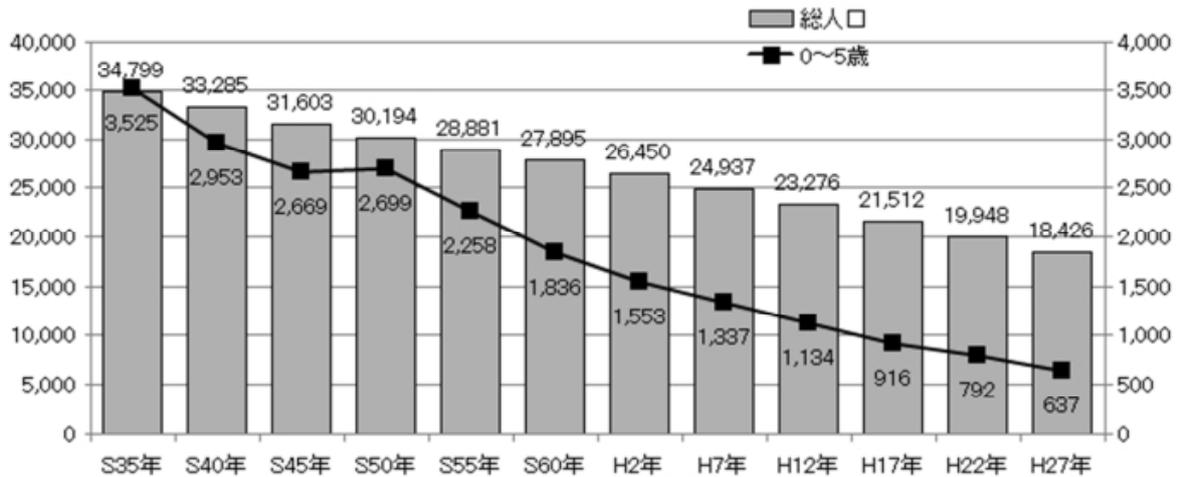
○パブリックコメントによる市民意見の募集・聴取

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

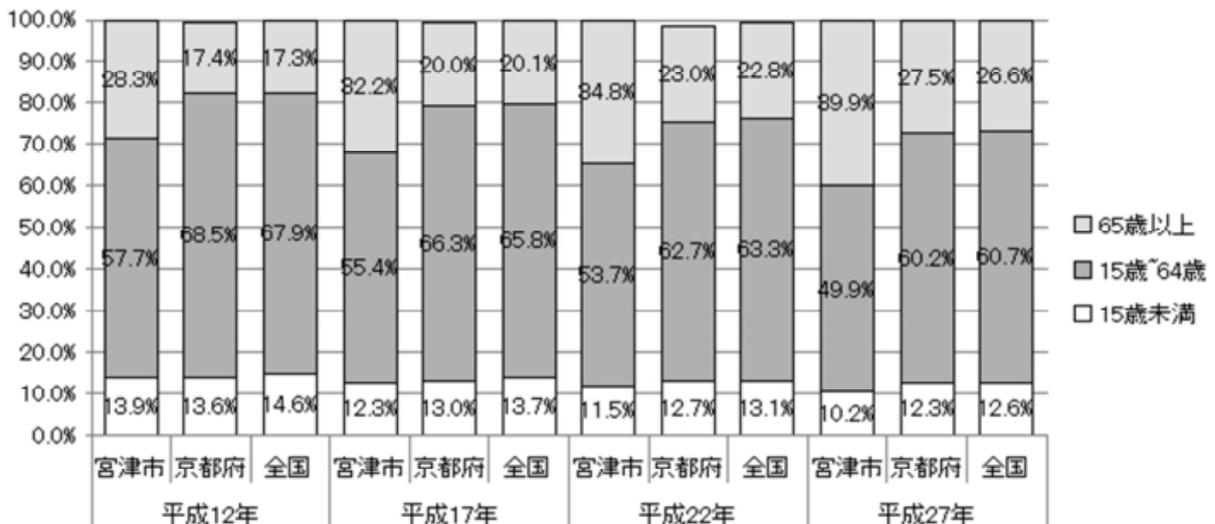
本市の人口は、昭和35年には34,799人でしたが、年々減少し、平成27年では18,426人と5割近い減少となっています。また、就学前児童数（0～5歳）も年々減少し、平成17年には1,000人を割り込み、平成27年には637人となっています。



資料：国勢調査

年齢3区分別人口を、直近4回の国勢調査結果で比較すると、15歳未満及び15～64歳とも減少しています。平成27年の15歳未満人口の割合は10.2%で、京都府平均の12.3%、全国平均の12.6%を下回っています。

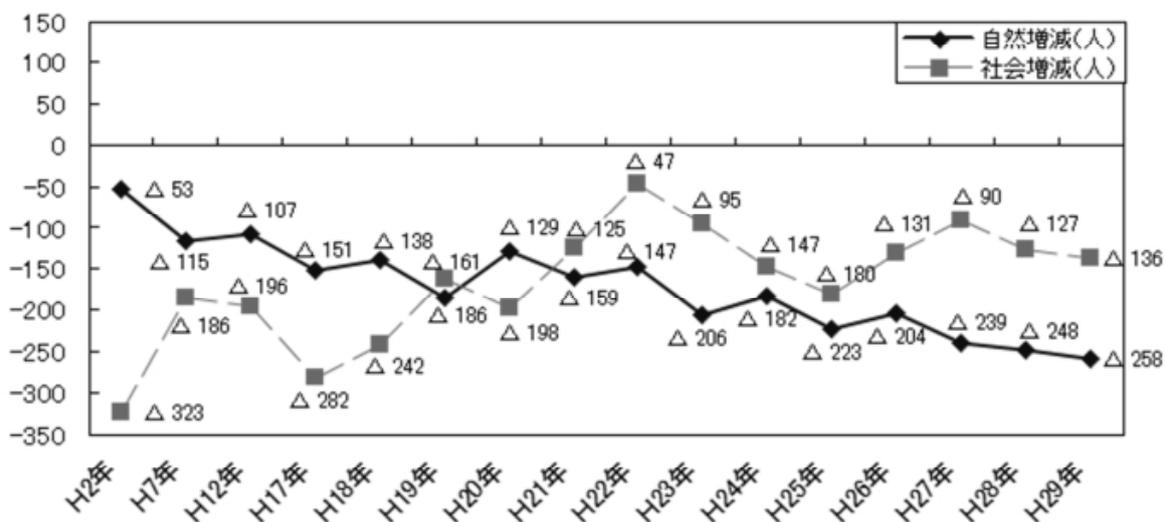
一方で、65歳以上の高齢者数は増加し、15歳未満の人口の3.9倍以上となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

(2) 人口動態

市制施行後、長らく転出数が転入を上回る社会減の状態が続いておりましたが、平成2年からはこれに加えて、死亡数が出生数を上回る自然減となり、人口の減少が加速度的に進んでいます。一方、社会減は、平成17年以降、改善がみられます。

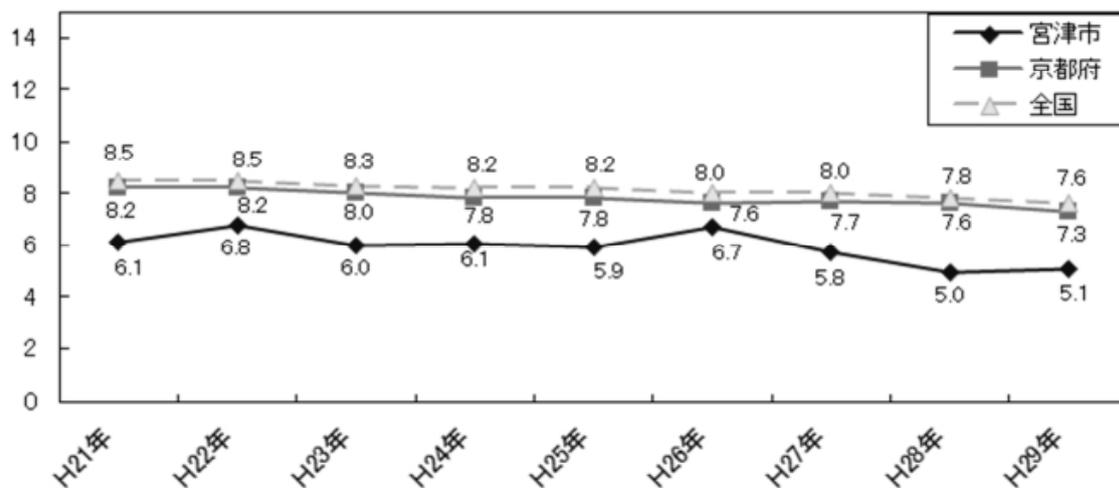


資料：宮津市統計書（各年12月末現在）

(3) 出生率・合計特殊出生率

①出生率

昭和60年に9.8であった本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、平成29年には5.1まで落ち込んでいます。昭和55年に、全国平均、京都府平均より高い出生率であったものが、昭和60年以降急激に低下し、平成20年に若干持ち直したものの、全国平均、京都府平均を下回っています。



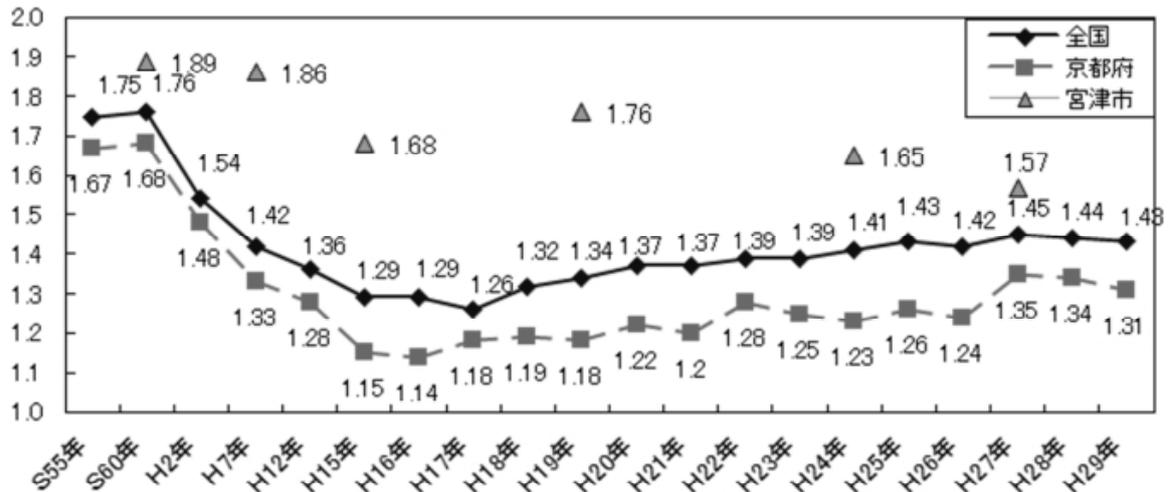
資料：宮津市統計書、全国・京都府平均は、「人口動態統計」

※出生数は12月末現在の数値

②合計特殊出生率

我が国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は、戦後減少を続けてきました。平成18年を境に増加に転じているものの、人口維持に必要な2.08を大きく下回っています。

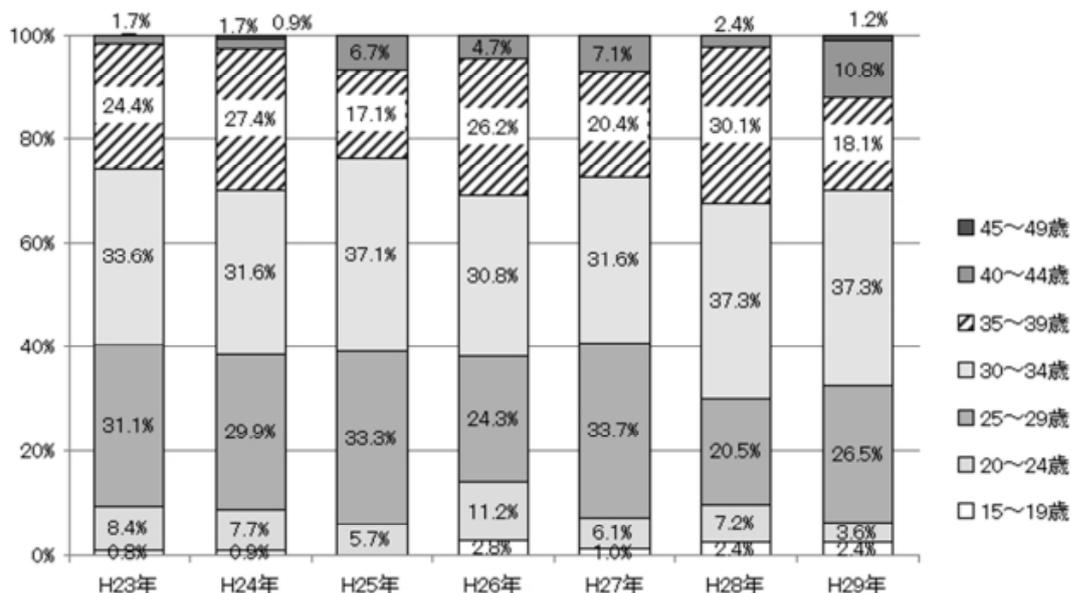
特に京都府においては、東京都、北海道に次ぎ全国でも最も低いランクとなっています。



資料：社会保障・人口問題研究所データ

(4) 母親の年齢階級別出生数

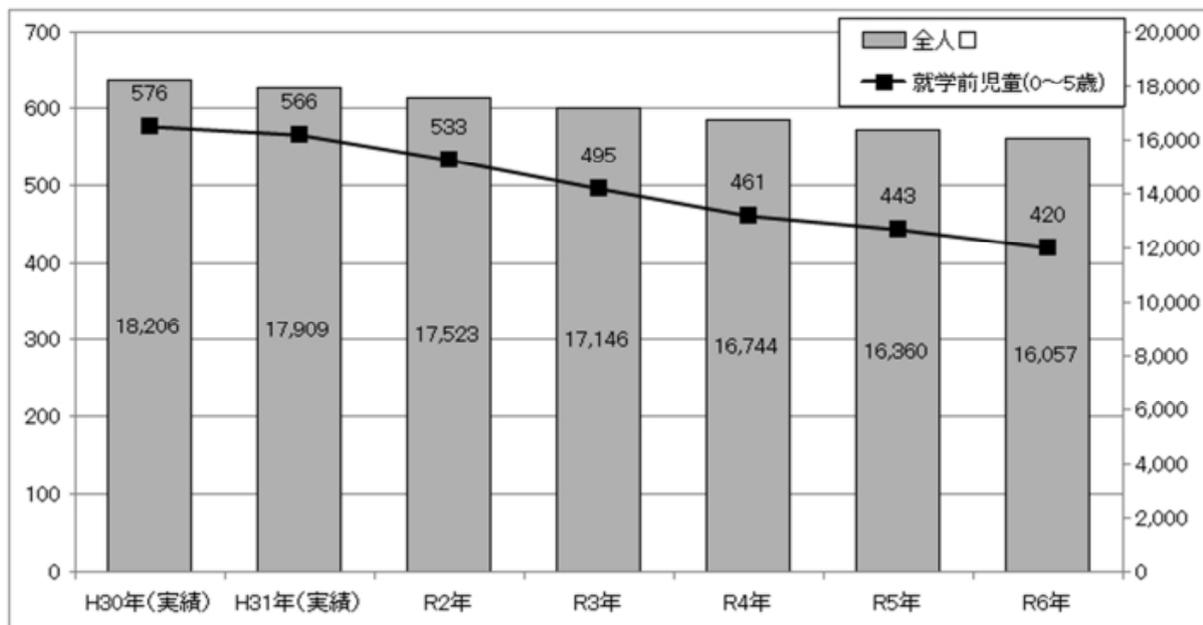
宮津市の出生数を母親の年齢階級別に分けると「25～29歳」と「30～34歳」で6割以上を占めています。また、近年では、30代の出産が増加傾向にある一方、20代の出産は減少傾向にあります。



資料：人口動態統計

(5) コーホート要因法による宮津市の推計人口

将来の市の人口を推計した結果、今後も人口減少が進むと予測され、総人口では令和4年には17,000人を割り込むとともに、就学前児童数は令和3年には500人を割り込み、400人台で推移していくものと推察されます。



※各年とも4月1日現在。住民基本台帳人口（外国人含む）を基礎資料としている。

※この推計値は、コーホート要因法^{※1}によって求めたものであり、社会経済情勢の変化や宅地等の開発、各種施策等による社会的要因にかかる補正等を行っていない。

※1 コーホート要因法…コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法をいいます。

2 世帯の状況

(1) 世帯数、平均世帯人員

宮津市の世帯数は、市制施行後、年々増加してきました。

昭和60年からは、9,000世帯から9,100世帯で平成17年まで推移してきましたが、平成18年からは9,000世帯を割り込み減少に転じています。

また、1世帯あたりの平均世帯員は、昭和60年には3.15人だったのが、平成29年には2.13人と減少しています。

■ 総世帯数と平均世帯人員の推移（各年1月1日現在）

	昭和60年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総世帯数 (対前年比)	9,039世帯 (－%)	9,125世帯 (101.1%)	9,074世帯 (100.0%)	8,999世帯 (99.3%)	8,974世帯 (100.0%)
1世帯当たり (対前年比)	3.15人 (－%)	2.55人 (90.0%)	2.53人 (99.2%)	2.50人 (98.8%)	2.46人 (98.4%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総世帯数 (対前年比)	8,835世帯 (97.4%)	8,810世帯 (99.7%)	8,819世帯 (100.1%)	8,830世帯 (100.1%)	8,812世帯 (99.8%)
1世帯当たり (対前年比)	2.45人 (100.0%)	2.42人 (98.8%)	2.39人 (98.8%)	2.36人 (98.7%)	2.33人 (98.7%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総世帯数 (対前年比)	8,748世帯 (99.3%)	8,694世帯 (99.4%)	8,674世帯 (99.8%)	8,653世帯 (99.8%)	8,589世帯 (99.3%)
1世帯当たり (対前年比)	2.26人 (97.0%)	2.24人 (99.1%)	2.20人 (98.2%)	2.17人 (98.6%)	2.13人 (98.2%)

資料：市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」より

(2) 世帯構造の推移

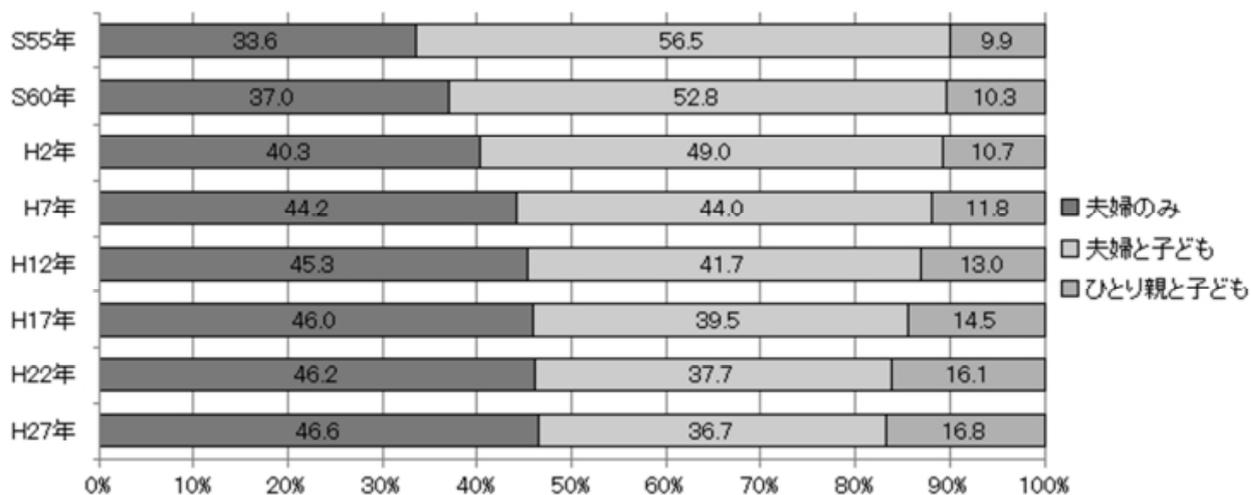
宮津市の昭和60年以降の一般世帯の世帯構造の推移を国勢調査で見ると、「核家族世帯」が最も多く、50%以上を占めています。また「単独世帯」が年々増加し、「三世帯・その他の世帯」は年々減少しています。

■ 世帯構造の推移

区分	総世帯数 (施設等を除く世帯)	核家族世帯					単独世帯 比率	三世帯・その他の世帯 比率		
		夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	合計	比率		比率	比率	
昭和60年	8,889	1,807	2,577	501	4,885	55.0%	1,675	18.8%	2,329	26.2%
平成2年	8,818	1,957	2,384	520	4,861	55.1%	1,797	20.4%	2,160	24.5%
平成7年	8,759	2,175	2,163	583	4,921	56.2%	1,900	21.7%	1,938	22.1%
平成12年	8,624	2,184	2,008	624	4,816	55.8%	2,131	24.7%	1,677	19.4%
平成17年	8,340	2,154	1,849	680	4,683	56.2%	2,223	26.7%	1,434	17.2%
平成22年	8,135	2,131	1,739	740	4,610	56.7%	2,361	29.0%	1,164	14.3%
平成27年	7,679	2,025	1,595	729	4,349	56.6%	2,403	31.3%	927	12.1%

資料：国勢調査より

核家族世帯の種別をみると、「夫婦のみ」の世帯が増加傾向にあり、代わって「夫婦と子ども」の世帯は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」の世帯は増加傾向にあります。



3 就業構造の動向

(1) 就業人口

昭和60年以降平成27年までの15歳以上の就業者数の推移をみると、就業者総数は生産年齢人口※¹の減少に伴って減少を続け、平成27年には昭和60年より5,968人少ない8,657人となっています。

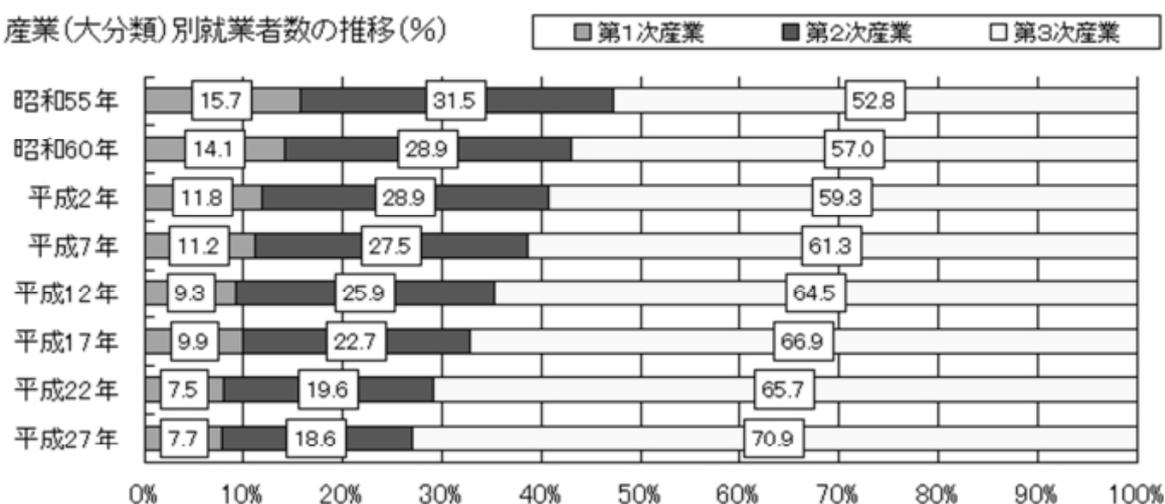
産業別従事者比率をみると、第1次産業※²及び第2次産業は減少傾向にあります。この30年間で各産業の割合を比較すると、第1次産業は6.4%の減少、第2次産業は10.3%の減少となっています。一方、第3次産業の割合は増加し続けており、この30年間で13.9%の増加を示しています。

■産業（大分類）別就業者数の推移

年次	区分	総数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
昭和60年		14,625	100.0%	2,060	14.1%	4,222	28.9%	8,341	57.0%
平成2年		13,756	100.0%	1,617	11.8%	3,975	28.9%	8,157	59.3%
平成7年		13,140	100.0%	1,468	11.2%	3,614	27.5%	8,055	61.3%
平成12年		11,543	99.7%	1,074	9.3%	2,987	25.9%	7,442	64.5%
平成17年		10,460	99.5%	1,040	9.9%	2,373	22.7%	6,998	66.9%
平成22年		9,528	92.8%	711	7.5%	1,864	19.6%	6,259	65.7%
平成27年		8,657	97.2%	666	7.7%	1,611	18.6%	6,137	70.9%

資料：国勢調査より（分類不能の産業の人員：平成22年694名（7.2%）、平成27年243名（2.8%）を含む）

産業（大分類）別就業者数の推移（%）



※1 生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口

※2 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、サービス業 等

(2) 女性の就業状況の推移

平成7年から平成27年までの産業別就業者数の性別内訳の推移をみると、第1次産業は、平成22年から減少しており、第2次産業は、男女とも年々減少しています。特に女性の減少傾向が顕著に現れています。一方、第3次産業は、男女とも割合が増加し続けていますが、特に女性の増加が顕著です。

■産業（大分類）別男女別就業者数の推移

(上段：人、下段：%)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	7,336	5,774	6,597	4,946	5,915	4,496	5,298	4,230	4,786	3,871
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%	97.0%
第1次産業	824	614	663	411	660	380	478	233	458	208
	11.2%	10.6%	10.1%	8.3%	11.2%	8.5%	9.0%	5.5%	9.6%	5.4%
第2次産業	2,165	1,449	1,961	1,026	1,640	733	1,308	556	1,167	444
	29.5%	25.1%	29.7%	20.7%	27.7%	16.3%	24.7%	13.1%	24.4%	11.5%
第3次産業	4,347	3,711	3,973	3,509	3,615	3,383	3,512	3,441	3,035	3,102
	59.3%	64.3%	60.2%	70.9%	61.1%	75.2%	66.3%	81.3%	63.4%	80.1%

資料：国勢調査より（平成27年は分類不能 男性126名・女性117名を含む）

昭和55年から平成27年までの女性の労働力人口をみると、減少傾向が大きく、15歳以上の女性人口に占める割合（労働力率^{※1}）も年々減少し続けています。低下しつつも国や府の平均よりも高い労働力率であったものが、平成12年には国平均を下回り、平成17年には国・府平均より下回る結果となっています。平成27年には国・府平均は上昇傾向にありますが、宮津市ではほぼ横ばいが続いています。

■女性の労働力人口の推移

年次	区分	15歳以上人口（人）	労働力人口（人）	労働力率（%）	労働力率（%）	
					府平均	国平均
昭和55年		12,513	7,267	58.1	45.8	46.9
昭和60年		12,122	6,644	54.8	46.1	47.7
平成2年		11,769	6,172	52.4	46.9	48.4
平成7年		11,342	5,895	52.0	47.9	49.1
平成12年		10,697	5,086	47.5	46.4	48.7
平成17年		10,125	4,663	46.1	46.7	48.8
平成22年		9,461	4,348	46.0	47.0	47.1
平成27年		8,796	3,978	45.5	49.8	50.0

資料：国勢調査より（平成27年の労働力率は労働状態「不詳」を除いて算出）

※1 労働力率：(労働力人口/15歳以上人口) × 100

4 保育・教育施設の現状

(1) 保育施設と教育施設の設置状況

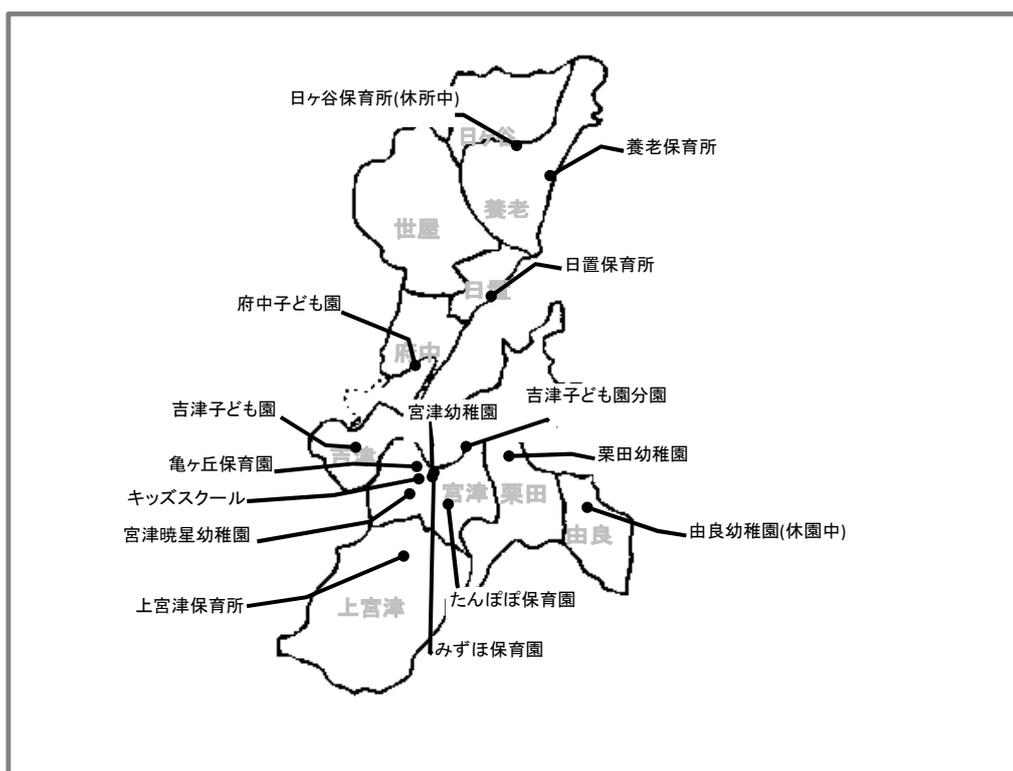
令和元年度時点

地区名	区分	施設名	公私	認可年月	定員	備考
宮津	幼稚園	宮津幼稚園	公立	大正14年*	350名	
	幼稚園	宮津暁星幼稚園	私立	昭和11年 4月	120名	
	保育所	亀ヶ丘保育園	私立	平成18年 4月	50名	
	保育所	みずほ保育園	私立	昭和50年 4月	70名	
	保育所	たんぼぼ保育園	私立	昭和55年 4月	60名	
	認定こども園	吉津子ども園分園	私立	平成31年 4月	20名	
	認可外保育施設	キッズスクール	私立	平成25年 4月	45名	対象：2～5歳児・学童
上宮津	保育所	上宮津保育所	公立	昭和27年 4月	20名	
栗田	幼稚園	栗田幼稚園	公立	昭和25年 4月	105名	
由良	幼稚園	由良幼稚園	公立	昭和 7年 4月	70名	休園中
吉津	認定こども園	吉津子ども園	私立	平成31年 4月	50名	
府中	認定こども園	府中子ども園	私立	平成28年 4月	50名	
日置	保育所	日置保育所	公立	昭和54年 4月	20名	
世屋	—	—	—	—	—	—
養老	保育所	養老保育所	公立	昭和42年 5月	45名	
日ヶ谷	保育所	日ヶ谷保育所	公立	昭和28年10月	30名	休所中

※宮津幼稚園の大正14年は、宮津町営として認可され、宮津尋常高等小学校の校舎を借用して開園。

※由良幼稚園は平成25年から休園中。

※日ヶ谷保育所は平成元年から休所中。



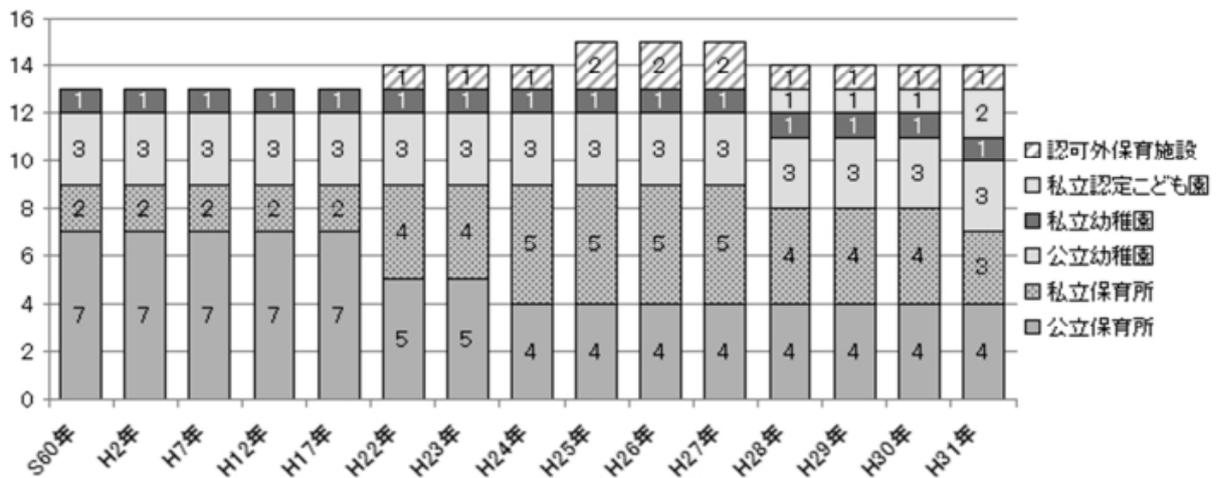
(2) 保育施設と教育施設の比較

令和元年度時点

	公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園
目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること。 (児童福祉法第39条)		幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 (学校教育法第22条)		保護者の就労に関わらず、教育・保育を一体的に提供する
機能と役割	保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設。ただし、3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われている。		満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校。		保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設
保育・開園時間	8:00～18:00	8:00～18:00	8:40～15:00	9:00～15:00	保育所及び幼稚園に準じる
休業日	(日祝)年末年始		(土日祝)春・夏・冬・年末年始		
通園区域	なし		なし		
保育料	0～59,800円/月(所得による)		8,500円/月	21,300円/月	
保育サービス					
通園バス	なし	なし	なし	あり	なし
預かり保育	なし	なし	あり	あり	あり
長時間保育	なし	あり	なし	なし	あり
一時保育	なし	あり	なし	なし	あり
乳児保育	なし	あり	なし	なし	あり
休日保育	なし	なし	なし	なし	あり(1園)
完全給食	あり	あり	なし	なし	あり

(3) 保育・教育施設数の推移

保育施設では、公立保育所は昭和60年の7箇所から平成25年の4箇所に減少、一方で、私立保育所は5箇所に増加しました。これは、公立保育所を私立保育所に民間委託(3箇所)した結果といえます。また、平成28年度からは私立保育所が認定こども園に移行する動きも出てきています。教育施設は、平成25年に休園した1箇所を含め、4箇所で維持しており、認可外保育施設は現在1箇所が開設されています。

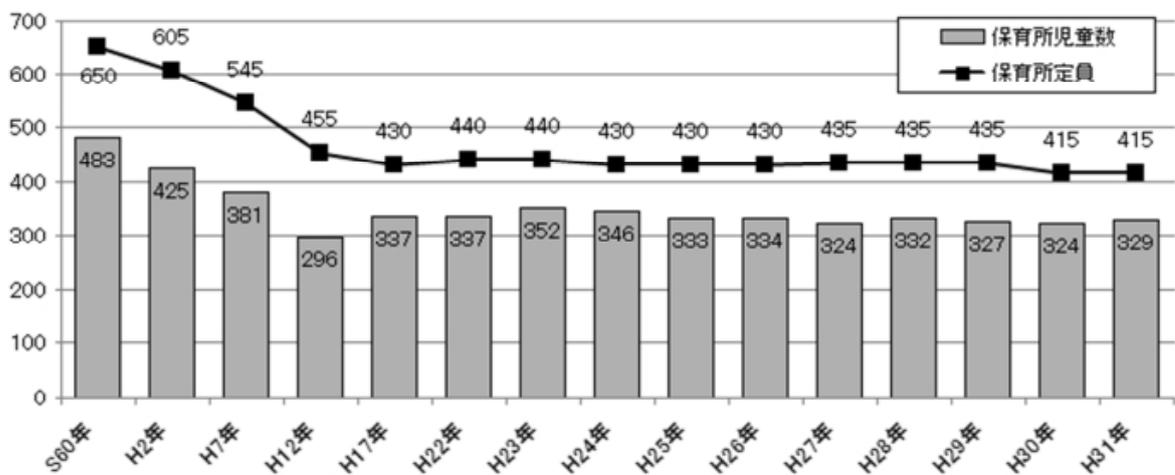


※上記グラフには休所(園)中の保育・教育施設(公立保育所1箇所、公立幼稚園1箇所)を含みます。

(4) 保育所の定員と入所児童数

保育所の定員は昭和60年当時は650名でしたが、平成17年以降は430名程度となっています。

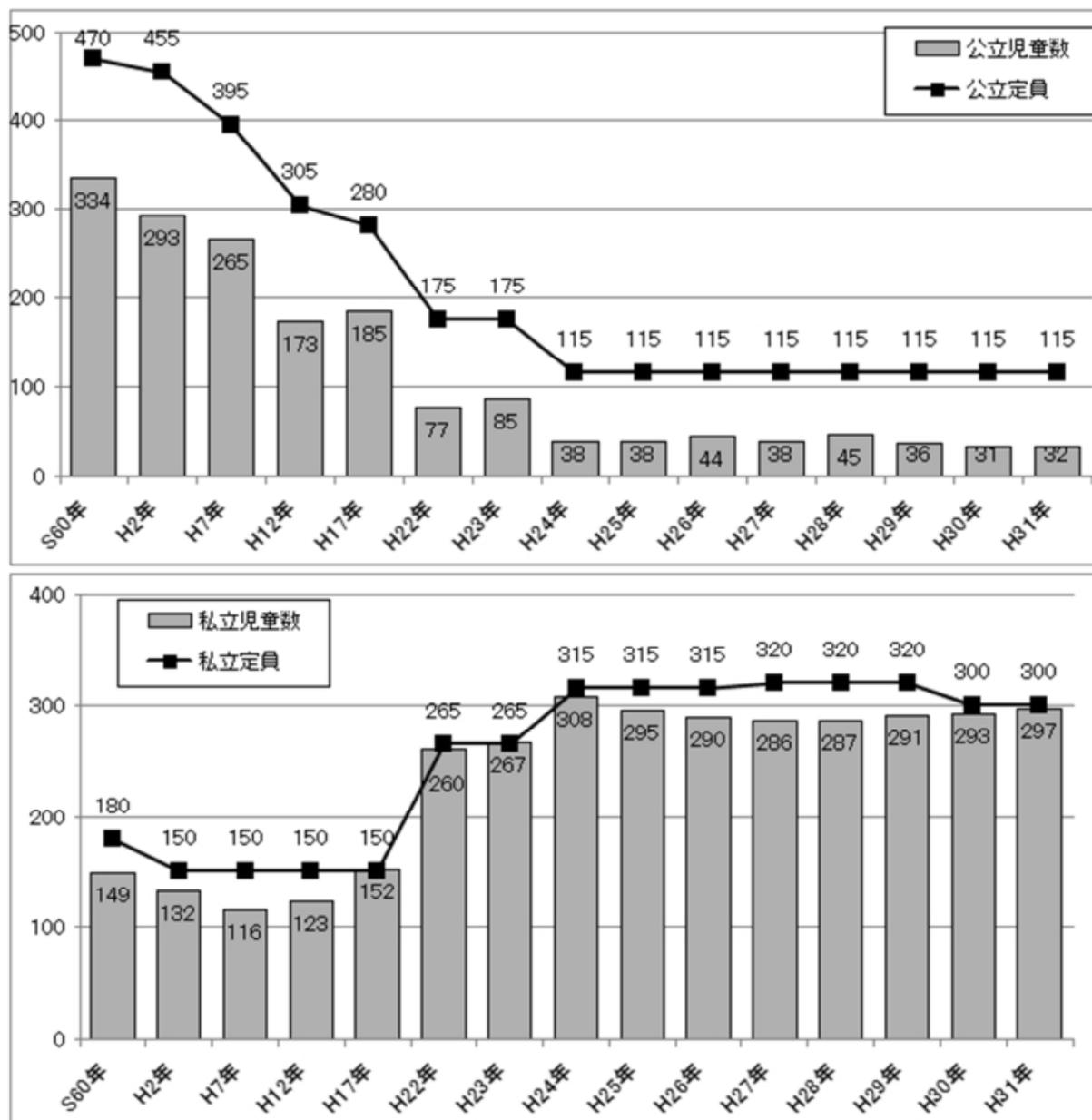
また、入所児童数の推移は、平成2年までは400名を超えていましたが、以降は徐々に減少し、現在は330名前後でほぼ横ばいの入所児童数となっています。



※各年4月1日現在の入所児童

(5) 公立保育所と私立保育所の状況

公立保育所は入所児童数及び定員とも減少している状況です。これは、入所児童数の減少と併せ、施設運営を私立保育所に移行したためです。一方で私立保育所は入所児童数の増加と併せ民営化に移行したため、入所児童数も増加していることがうかがえます。なお、これまで平成14年、平成20年、平成24年に公立保育所を私立保育所に移行しています。

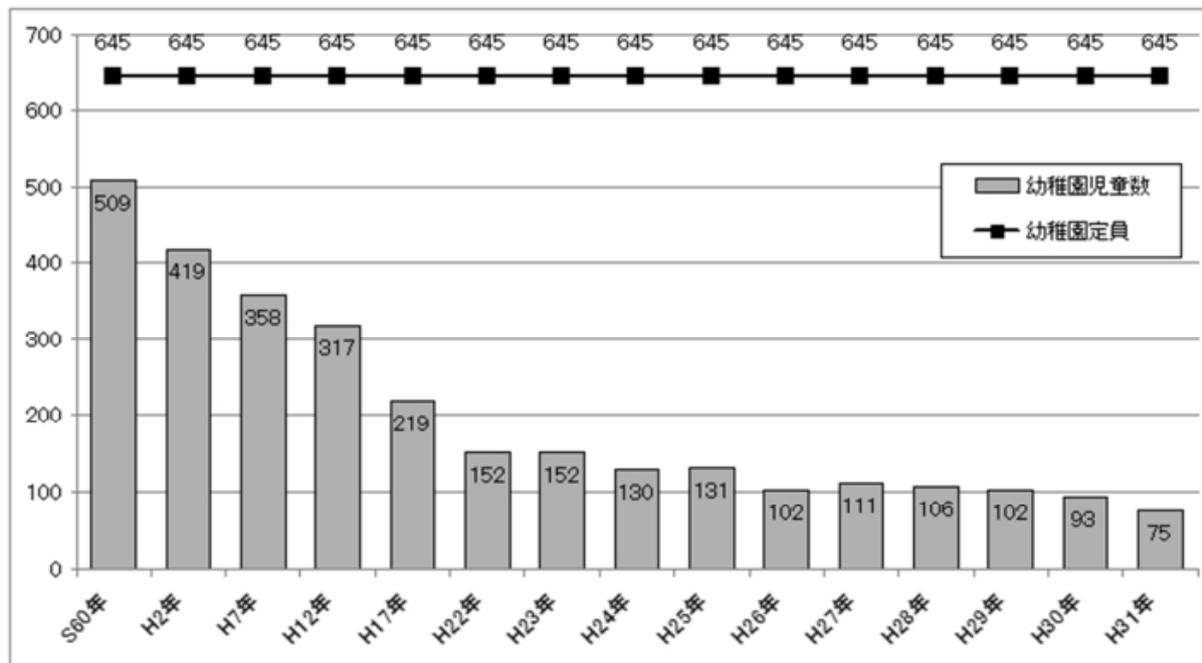


資料：宮津市統計書

(6) 幼稚園の定員と入園児童数

幼稚園の定員は昭和60年以降、645名で推移しています。

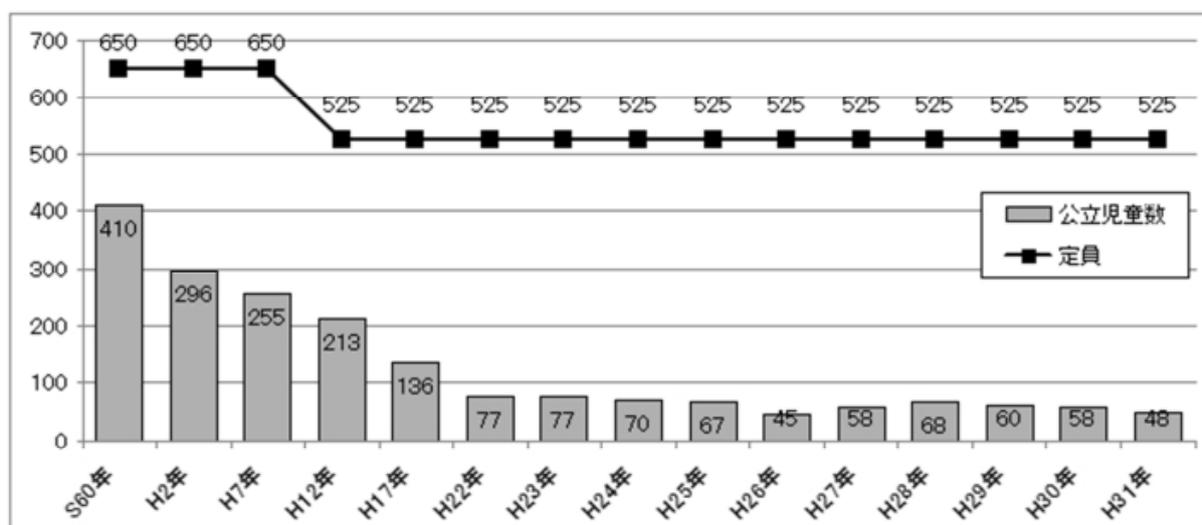
また、入園児童数の推移は、昭和60年では509名でしたが、年々減少し、平成31年では75名にまで落ち込んでいる状況です。

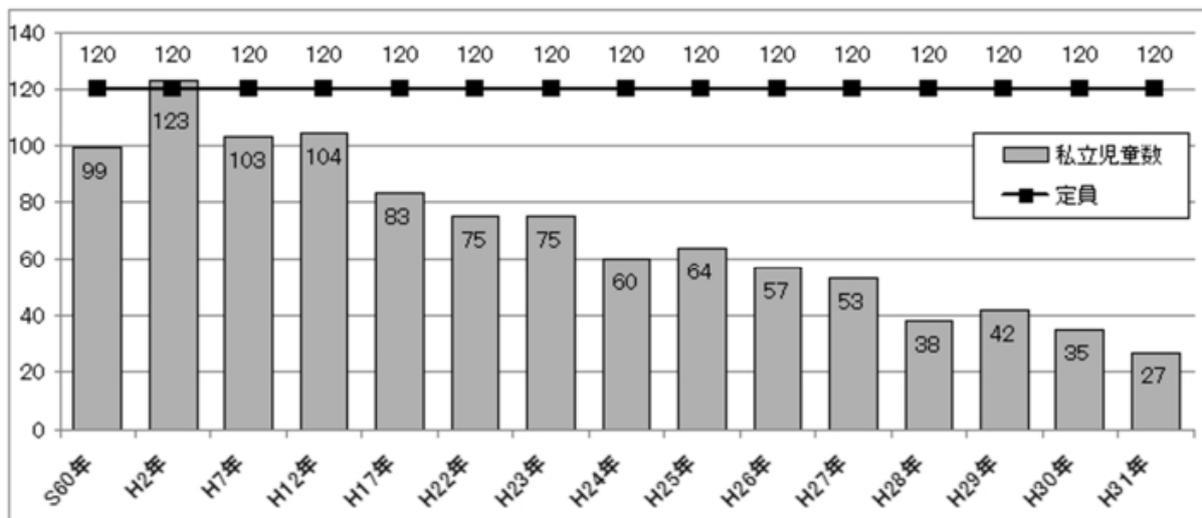


(7) 公立幼稚園と私立幼稚園の状況

公立幼稚園は昭和60年では410名でしたが、年々減少し、平成22年から平成24年にかけて70名台、さらに、平成31年には48名まで減少している状況です。

私立幼稚園は平成12年まで100名台の児童数でしたが、平成17年以降は徐々に減少し、平成31年では27名まで減少している状況です。

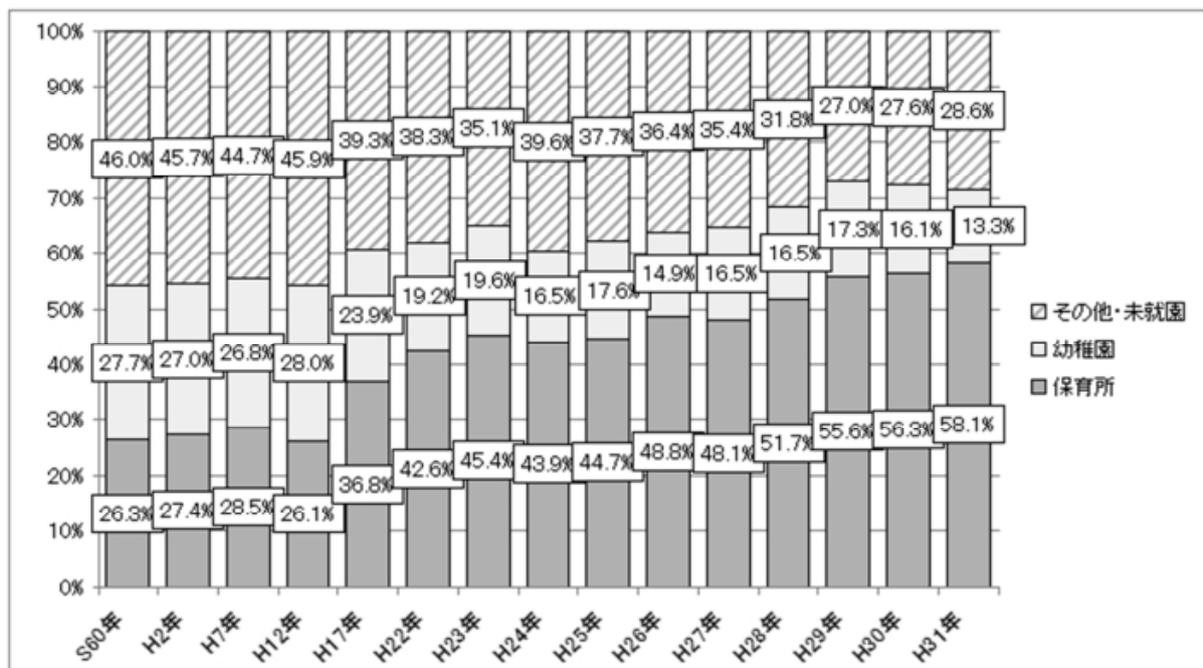




資料：学校基本調査

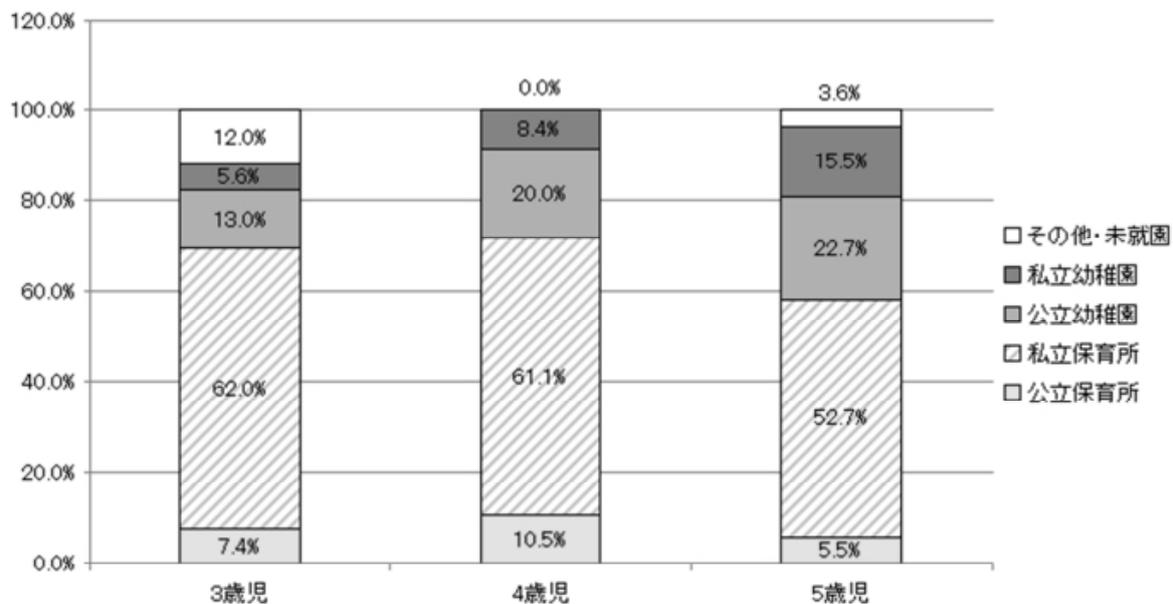
(8) 保育・教育施設等への入所率（0歳～5歳児）

市内の保育・教育施設等への入所率をみると、保育施設では昭和60年に比べ平成31年では31.8ポイント増加しています。一方で教育施設（幼稚園）では14.4ポイント減少しており、保育施設への入所率が高いことがうかがえます。また、その他施設や未就園も年々減少傾向にあることがうかがえます。



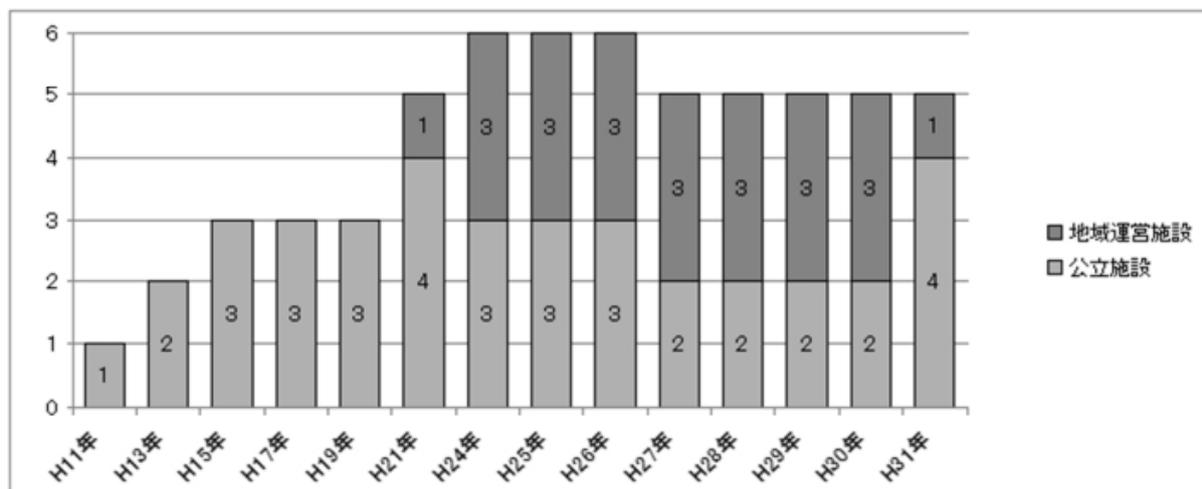
(9) 保育・教育施設等への年齢別入所率（3歳～5歳児）

平成30年度当初の3歳児から5歳児の就学前児童数に占める施設別の入所割合をみると、4～5歳児は約9割が施設へ入所している状況です。施設別では私立保育所（私立認定こども園）への入所割合が高く、公立保育所と私立保育所を合わせた保育施設全体では半数以上となっています。



(10) 放課後児童クラブの施設数の推移

放課後児童クラブは、平成20年までは公立施設のみでしたが、平成21年から地域主体の放課後児童クラブが設置されました。平成31年からは地域主体の施設の一部について小学校敷地内に移転し公立施設へ移行をしています。



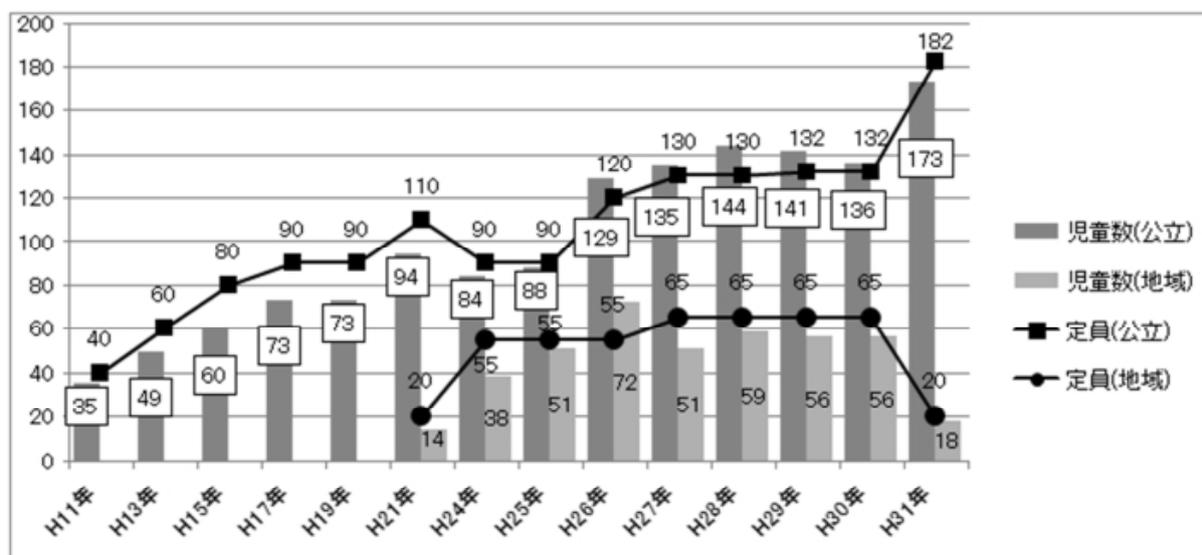
[放課後児童クラブ]

保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学校等の児童に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として行う。

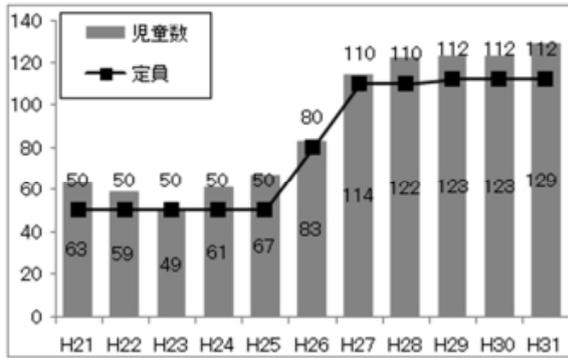
(11) 放課後児童クラブの定員・利用児童数の推移

公立の放課後児童クラブの定員は平成31年は182名で、利用児童数は173名となっており、ほぼ定員どおり充足しています。

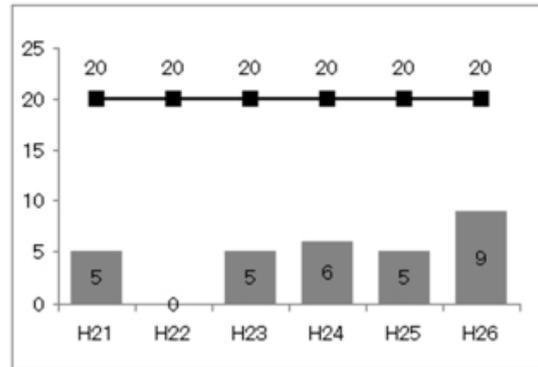
地域運営の放課後児童クラブは1箇所のみとなり、定員20名に対して利用児童数は18名となっています。



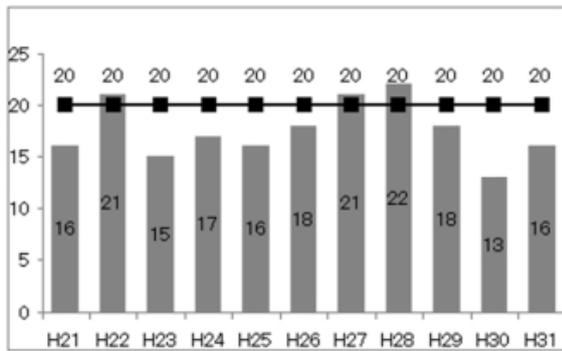
◆宮津のびのび放課後クラブ



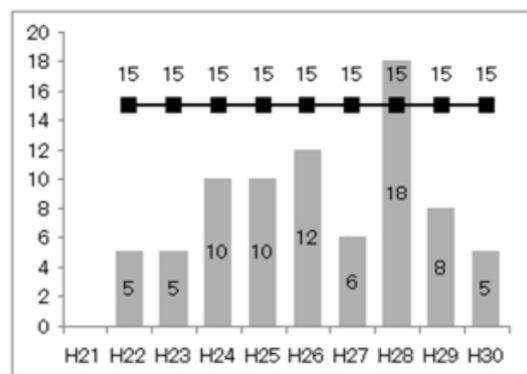
◆上宮津のびのび放課後クラブ (H26廃止)



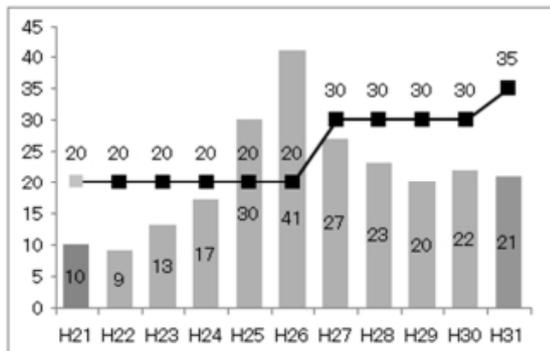
◆吉津のびのび放課後クラブ



◆由良浜っこクラブ (地域運営・H30廃止)

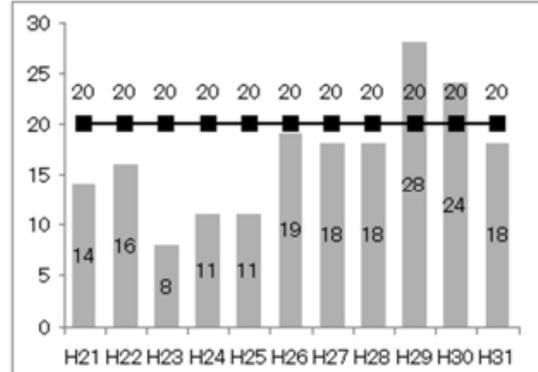


◆府中のびのび放課後クラブ



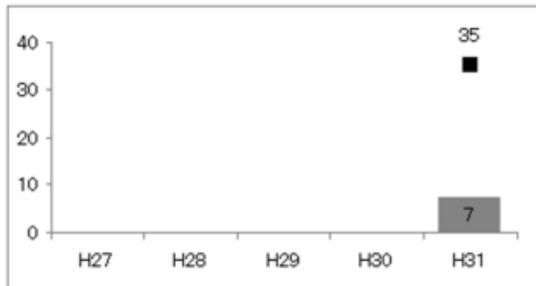
※府中放課後クラブは平成21年までは公営、平成22年から地域運営、平成31年から公営

◆養老わいわいクラブ (地域運営)



※養老わいわいクラブは長期休業中のみ

◆栗田のびのび放課後クラブ



※栗田放課後クラブは平成31年から実施

5 第1期宮津市子ども・子育て支援事業計画（H27～R1）における

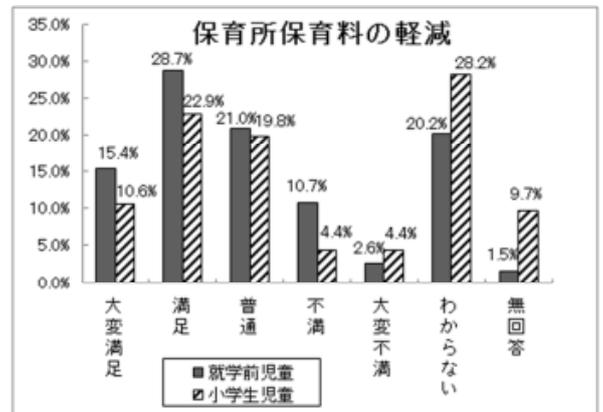
重点プロジェクトの取組状況

第1期宮津市子ども・子育て支援事業計画において、重点的に取り組む6つの施策を重点プロジェクトに位置付け、積極的な推進を図りました。

平成30年度に子育て中の保護者を対象に実施したニーズ調査において、各施策の満足度をうかがったところ、「大変満足・満足」と回答した割合（42.2%）が「不満・大変不満」（6.5%）を大きく上回る結果となり、子育て世帯に対して満足度の高い施策を展開することができました。

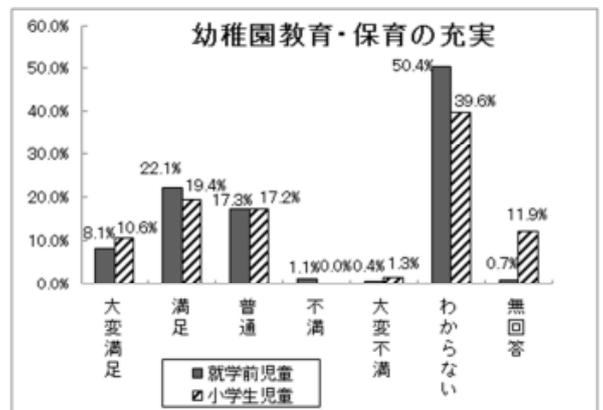
①保育所保育料の軽減

平成27年度から保育所に入所している世帯に対して、国の定める保育料基準額の約5割相当まで保育所保育料の大幅な引下げを行いました。また、多子世帯（※第3子以降無料、第2子半額）やひとり親世帯等（※第2子以降無料、第1子半額）の負担軽減も併せて実施しました。令和元年10月からは、教育・保育の無償化がスタートし更なる負担軽減が図られました。
※所得制限あり。



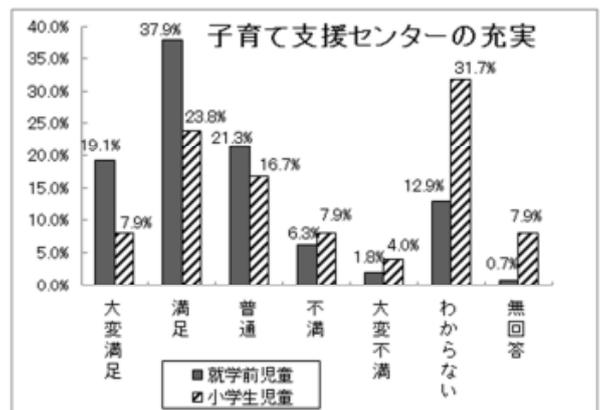
②幼稚園教育・保育の充実

平成27年度から公立幼稚園において、在園児の一時預かり事業（放課後や長期休業中に預かり保育を行う事業）や、3年教育（年少児クラスの設置）を実施しました。令和元年10月からは、教育・保育の無償化に併せて、在園児の一時預かり事業について利用料の引下げを実施しました。



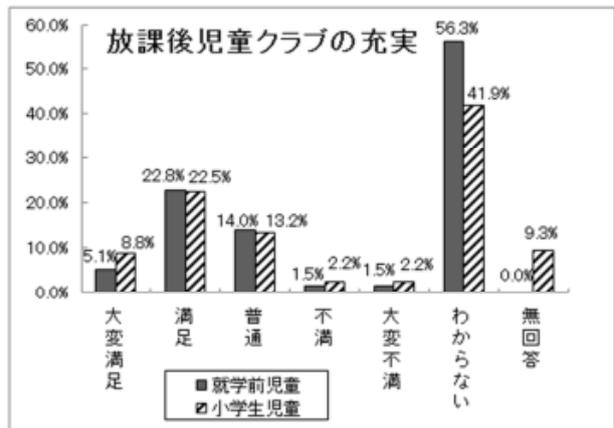
③子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）

平成29年度に、これまで市内に2か所あった子育て支援センターを統合し、子どもの屋内遊戯場（ペップ・キッズ・ガーデン）の機能を集約した新しい地域子育て支援拠点として、宮津市子育て支援センター「にっこりあ」を商業施設内に開設しました。併せて子育て支援サービスの案内や子育ての相談に応じる利用者支援事業をスタートしました。



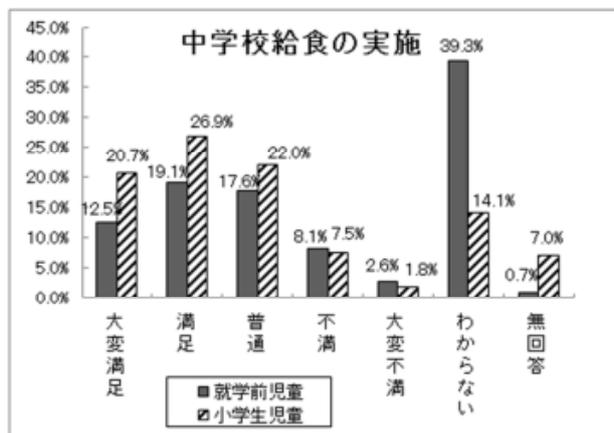
④放課後児童クラブの充実

平成27年度から全ての放課後児童クラブの受入対象を小学6年生まで拡大し、開所時間の延長を行いました。また、平成29年度に宮津のびのび放課後児童クラブを小学校舎内に移転し、障害児受入体制の充実や指導員の質の向上を図りました。併せて、宮津・吉津において長期休業期間中の開所時間の繰上げを実施するとともに、平成30年度からは土曜日や学校振替休業日においても開所時間の繰上げを実施しました。令和元年度には、地域運営であった府中について、小学校敷地内への移転を行い民間委託による公営に移行したほか、新たに栗田のびのび放課後児童クラブを開設しました。



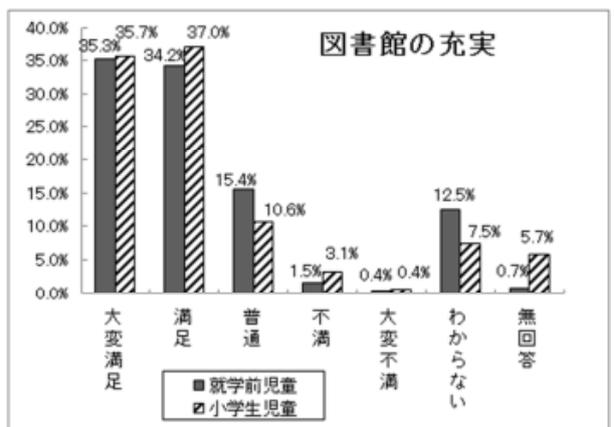
⑤中学校給食の実施

平成30年2学期から民間委託によるセンター方式給食を導入し、保護者から要望の高かった中学校（宮津・栗田中学校）での完全給食を実施するとともに、小学校（宮津・栗田・吉津・府中小学校）で新たな形での給食をスタートしました。



⑥図書館の充実

平成29年度に、商業施設内に図書館を移転し、リニューアルを行いました。開館時間を午後8時まで延長し、蔵書を大幅に拡充したほか、インターネットを利用した蔵書検索や貸出予約機能の導入、静寂学習コーナーや畳のくつろぎコーナーを設置したほか、児童書の増冊や赤ちゃんおはなし会の実施など、「子育ての場」としての機能も充実しました。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

急速な少子化・核家族化の進行、女性の就業率の上昇と保育ニーズの増大、共働き家庭の増加による地域とのつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化のなかで、子どもを生み育てることに不安や負担を感じる若者が増加しています。誰もが安心して結婚や出産・子育ての希望をかなえることのできる社会の実現に向けて、引き続き地域全体で子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

第1期計画では、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、教育・保育・子育て支援サービスの量的・質的な充実を図り、子育て世帯にやさしく、住みよいまちづくりを推進してきました。

本計画では、これまでの取組を継承するとともに、子どもの貧困対策や児童虐待防止など更なる子育て支援を推進するため、子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられることにより、保護者が安心して子どもと向き合い、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かち合うことのできる『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、子育て支援の一層の充実を図ります。

また、宮津市基本構想「みやづビジョン2011」に掲げる、人口減少に歯止めをかけるための「定住促進戦略」に基づき、子育て関連施策や学校教育の充実など、子育てしやすい環境づくりを推進します。

みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

<基本方針>

- ①子育てに夢を持てる環境づくり
- ②子どもたちを健全に育む社会づくり

【(参考) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正のポイント】※改正を検討中の主な項目

- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の策定
- 平成28年以降の児童福祉法等改正を受け児童虐待防止対策・社会的養育に係る事項の見直し
- 子ども・子育て支援制度の執行状況や関連施策の動向を反映
 - 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保に努める。
 - 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について調和を保つべき計画として明記する。
 - 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げも含めて検討する。
 - 海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設に対し必要な支援を行う。
 - 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を追加する。
- 幼児教育・保育の無償化にかかる子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、「子育てに夢を持てる環境づくり」並びに「子どもたちを健全に育む社会づくり」の2つの基本方針のもと、次の目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

〔1〕子育てに夢を持てる環境づくり

(1) 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

急速な少子高齢化の進行や、共働き家庭の増加や核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てへの負担や不安、孤立感が高まっています。

子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むとともに、利用者の多様なニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実できるよう努めます。

また、子育て世代の労働者が職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう取組を進めるとともに、子育ての負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めます。

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していけるよう、教育・生活・経済的支援など子どもの貧困対策を推進します。

(2) 親の子育て力を高め、子どもを生み育てることに楽しさを感じられるよう支援します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。

親自身は実際に子育てを経験することを通じて、周囲からの様々な支援を受けながら親として成長していくものであり、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育てに関する情報提供や相談支援、保護者同士の交流等を通して子どもと親の育ちを支援します。

また、専門的な知識による支援が必要な家庭及び児童への支援体制を強化し、児童虐待の防止や早期発見、ひとり親家庭への支援に継続して取り組むとともに、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、地域のなかで安心して子育てができる環境づくりに努めます。

〔2〕子どもたちを健全に育む社会づくり

（1）安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

妊娠期から乳児期までの母子の健康の保持・増進を図るため、保健師による訪問支援や産後ケア、健診等を実施し、母と子の健やかな育ちを支援します。

また、子どもを取り巻く社会環境の悪化が指摘される中で、子ども連れで安心して外出できる遊び場所や道路環境、また、子どもが健全で安全に過ごせる場を確保し、児童遊園をはじめとする安全な遊び場の維持管理に努めます。

関係機関等との連携のもと交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進します。

（2）次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資です。

次代につながる「親育ち」のための基礎づくりには、めまぐるしく変化する社会環境の中で「生きる力」が子どもに育まれることが重要であることから、創意工夫のある学校教育をはじめ、就学前から中学校までの一貫した教育を通して、子ども達の確かな学力と社会を生き抜く力の育成に努めます。

また、地域と学校との結びつきをより強くし、家庭・学校・地域が連携して、地域全体で子ども達の学びや成長を支える体制づくりを推進します。

（3）地域ぐるみでの子育て・育ちのまちづくりを支援します

子育てにおいては、家庭、地域、教育・保育施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てできるよう、「子育て」と「育ち」を地域で支えることのできる環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育て・育ちのまちづくりを支援します。

3 施策の体系

本計画の基本理念を実現する施策の体系は次のとおりです。

なお、個別の施策の中で特に力を入れて取り組んでいく事業について、充実 新規として位置づけ、第4章で記載をしています。

◆基本理念◆
みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

基本方針	基本目標	基本施策
子育てに夢を持てる環境づくり	1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実 (3) 仕事と子育てを両立するための環境整備 (4) 子育て家庭への経済的支援 (5) 子どもの貧困対策の推進
	2. 親の子育て力を高め、子どもを生み育てることに楽しさを感じられるよう支援します	(1) 子育て情報提供と相談支援体制の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 専門的な知識等による支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実
子どもたちを健全に育む社会づくり	3. 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	(1) 母と子の健康を育む環境づくり (2) 安心・安全なまちづくり
	4. 次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次代を担う親の育成 (4) 食育の推進
	5. 地域ぐるみでの子育て・子育てのまちづくりを支援します	(1) 子どもの地域活動への応援 (2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携したコミュニティづくり

第4章 子ども・子育ての支援施策の方向と展開

〔1〕子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

子どものための教育・保育給付については、国の統一的な基準に基づき一定の質の確保を図るとともに、利用者のニーズを踏まえ、国の基準を参酌し本市独自の運営方針を定め、幼児期の教育・保育に関わる施設・事業の充実を図ります。

（1）幼児期の学校教育・保育サービスの充実

【取組内容】

①幼児期の学校教育の充実

事業名	実施内容	担当課
充実 幼稚園教育・保育の充実	保護者のニーズ等も見据え、在園児の一時預かり事業や3年教育の実施を継続するとともに、給食の早期実施や幼児教育アドバイザーの配置など、教育・保育体制の充実を図ります。	学校教育課
認定こども園の継続	幼児期の教育・保育を総合的に提供する認定こども園について継続実施します。	社会福祉課
幼稚園の環境整備	就学前教育等、幼稚園の適切な運営を図るため、施設整備等環境を充実します。	学校教育課
魅力ある幼稚園づくり	各幼稚園において創意工夫をし、魅力ある園づくりを推進します。	
幼稚園教諭等の資質の向上	教諭の専門性及び保育の質を高めるため、研修への参加機会の確保・充実を図り、資質の向上に努めます。	

②保育サービスの充実

事業名	実施内容	担当課
地域型保育事業の導入	子育て家庭のニーズや地域の受入体制等を踏まえ、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問保育、事業所内保育）の導入を検討します。	社会福祉課
通常保育の充実	両親の就労等により保育が必要な児童を適切に保育するとともに、保育内容の充実を図ります。	
乳児保育の充実	0歳児から受入れを実施するとともに受入施設の確保を図ります。	
休日保育の充実	休日（日曜日・祝日）の保育を実施します。	
障害児保育の推進	障害のある児童へのきめ細かな保育の充実に努めます。	
医療的ケア児保育の実施	看護師等の専門スタッフを配置し日常的に医療的ケアを必要とする子どもの保育を行います。	

事業名	実施内容	担当課
保育所の環境整備	保育所の適切な運営を図るため、施設整備等環境を充実します。	社会福祉課
特色ある保育所づくり	各保育所において創意工夫をし、特色ある保育所づくりを推進します。	
保育士等の資質の向上	保育士の専門性及び保育の質を高めるため、研修への参加機会の確保・充実を図り、資質の向上に努めます。	

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

地域における子育て支援については、在宅で保育を行う家庭やひとり親家庭などを含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、本市の地域の実情、利用者の多様なニーズを踏まえ、地域全体で子育てを支援していくよう事業の充実を図ります。

【取組内容】

地域子ども・子育て支援事業の充実

事業名	実施内容	担当課
子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業)	総合的な子育て支援の拠点施設として、宮津市子育て支援センターにっこりあを開設し、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。	社会福祉課
放課後児童クラブの充実	受入れを6年生までとしている放課後児童クラブの受入体制の充実、指導員等の質の向上、社会福祉法人等への委託を図ります。	学校教育課
総合的な案内窓口の設置 (利用者支援事業)	子ども及びその保護者等が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるよう、総合的な案内窓口(利用者支援事業)を設置します。	社会福祉課
一時預かり事業の充実	保護者の利便性やニーズを踏まえ、幼稚園における在園児の一時預かり事業、保育所における一時預かり事業を実施します。	社会福祉課 学校教育課
延長保育の充実	保護者の幅広いニーズに応え保育所の閉所時間を延長します。	社会福祉課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気、出産、介護等で一時的に養育が困難になった場合、子どもを児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行うショートステイ事業を実施します。	
病児保育の実施	医療機関等との連携のもと、宮津市・伊根町・与謝野町の共同設置による宮津与謝病児保育所において病児保育を実施します。	

事業名	実施内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい人と援助を行いたい人との会員登録による育児の手助けを行います。定期的に会員募集等の周知や、講習会・交流会の実施により会員組織の充実を図るとともに、援助を行う会員宅以外での預かり実施場所を検討します。	社会福祉課

(3) 仕事と子育てを両立するための環境整備

親が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

また、男女がともに仕事と子育てを両立できるゆとりある家庭生活の実現に向け、企業等において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、働き方の見直しや多様な働き方についての普及・啓発に努めます。

【取組内容】

①男女が共同して子育てを担う意識の醸成

事業名	実施内容	担当課
男女共同子育て意識づくりの啓発	男女共同参画講演会等の開催を通じて、子育てに男女が協力して取り組む意識の啓発に努めます。	市民課 社会福祉課
パパママ学級	父母を対象とした妊娠期の保健指導・健康相談を実施します。	健康・介護課

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発の取組

事業名	実施内容	担当課
子育てを地域で支える意識の啓発	子育てを地域で支える気運を高める啓発活動を実施します。	社会福祉課
企業等への啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進と育児休業・短時間勤務制度の普及等、仕事と家庭の両立の意義について理解を深める啓発活動等を実施します。	商工観光課 社会福祉課 市民課

(4) 子育て家庭への経済的支援

教育費・医療費をはじめ、幼児期からの習い事など、子育てにかかる費用が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。このような経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等の制度の普及・啓発を図り、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

【取組内容】

①子育てや教育・保育にかかる費用負担の軽減等

事業名	実施内容	担当課
保育所保育料の軽減	保育所に入所している世帯に対して、保育所保育料の負担軽減を実施します。多子世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降に係る保育料を免除します。（所得制限あり）また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と適正な給付を行います。	社会福祉課
充実 幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実	幼稚園給食を早期に完全実施し、安全・安心な学校給食を維持・充実させるとともに、更なる食育の取組を推進します。	学校教育課
就学の援助	小中学生を持つ世帯の所得状況に応じて、学用品費等を支給します。	
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	保育所・幼稚園等に通園する児童を持つ世帯の所得状況に応じて、教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加に要する費用等の助成を検討します。	社会福祉課 学校教育課

②各種手当の支給

事業名	実施内容	担当課
児童手当の支給	中学校修了前の児童を持つ世帯に、所得状況に応じて児童手当を支給します。	社会福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	
特別児童扶養手当の支給	障害のある児童を養育している世帯に、所得状況・障害の状況に応じて特別児童扶養手当を支給します。	

③医療費・療育費の助成

事業名	実施内容	担当課
子育て支援医療費の支給	中学校修了前の児童の医療費を支給します。	社会福祉課
ひとり親家庭医療費の支給	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	
未熟児の養育支援	出生後、入院療育が必要と医師が認めた未熟児にかかる費用の保護者負担を軽減します。	健康・介護課

(5) 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、教育・生活・経済的支援等の施策を推進します。

貧困に関する実態調査を実施するとともに、子どもの成長や家庭の状況に応じた、きめ細かな支援について検討を行います。

事業名	実施内容	担当課
新規 子どもの貧困に関する実態調査の実施	子育て中の保護者と子どもを対象に、貧困に関する実態調査を実施し、家庭が抱える課題や支援ニーズを把握するとともに、貧困の解消に向け必要な施策を検討します。	社会福祉課
保育所保育料の軽減 (再掲)	保育所に入所している世帯に対して、保育所保育料の負担軽減を実施します。多子世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降に係る保育料を免除します。(所得制限あり) また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と適正な給付を行います。	
就学の援助 (再掲)	小中学生を持つ世帯の所得状況に応じて、学用品費等を支給します。	学校教育課
実費徴収にかかる補足給付を行う事業 (再掲)	保育所・幼稚園等に通園する児童を持つ世帯の所得状況に応じて、教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加に要する費用等の助成を検討します。	社会福祉課 学校教育課
児童手当の支給 (再掲)	中学校修了前の児童を持つ世帯に、所得状況に応じて児童手当を支給します。	社会福祉課
児童扶養手当の支給 (再掲)	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	
子育て支援医療費の支給 (再掲)	中学校修了前の児童の医療費を支給します。	
ひとり親家庭医療費の支給 (再掲)	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	
ひとり親家庭等に対する就労支援	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業を継続するとともに、事業の啓発、就労支援に努めます。	
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談等、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。	
助産の実施	助産制度の情報提供及び低所得者に対して指定施設での入院助産を支援します。	

〔2〕親の子育て力を高め、子どもを生き育てることに楽しさを感じられるよう支援します

（1）子育て情報提供と相談支援体制の充実

子育てに対する親の精神的な負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするためには、多様な子育て支援サービスなどを充実するとともに、それらを利用する親がそれぞれの状況に応じ、適切な支援を適切に選ぶことができるよう、十分な情報の提供と相談支援体制の充実が必要です。

すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てすることができるよう保健・福祉・医療・教育などの各主体が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。

【取組内容】

①相談支援拠点の充実

事業名	実施内容	担当課
新規 子ども家庭総合支援拠点の設置（家庭児童相談室の充実）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行う拠点として、子ども家庭支援員等の専門職員を配置した子ども家庭総合支援拠点を設置します。	社会福祉課
子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）（再掲）	総合的な子育て支援の拠点施設として、宮津市子育て支援センターにっこりあを開設し、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。	
総合的な案内窓口の設置（利用者支援事業）（再掲）	子ども及びその保護者等が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるよう、総合的な案内窓口（利用者支援事業）を設置します。	
保育所の子育て相談機能の充実	未就園児の親子を対象として、「親子の広場」や「子育てサポートセンター」等、各保育所で親子の交流促進、子育て相談等を実施します。	

②子育てに関する情報提供の充実

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て総合情報の提供	子育てに関するガイドブックの発行や、若い世代が利用しやすいSNS等による発信など、総合的な子育て情報の提供に努めます。	社会福祉課
母子保健に関する地域情報の提供	妊娠や出産、育児に関する地域情報を提供します。	

事業名	実施内容	担当課
交流事業・子育て講座等の実施	子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等において、地域の子育て支援者や子育て中の保護者など幅広い層を対象とする交流事業や子育て講座等を実施し、子育てに関する情報提供と交流促進を図ります。	社会福祉課

③妊娠・出産・乳児期の子育てに関する相談支援体制の充実

事業名	実施内容	担当課
子育て世代包括支援センターの設置	母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面接、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安除去に向けたアドバイス等を行います。	健康・介護課
パパママ学級（再掲）	父母を対象とした妊娠期の保健指導・健康相談を実施します。	
離乳食教室	管理栄養士による離乳食の指導、保健師等による育児相談を実施します。	
ベビーマッサージ教室	スキンシップを通じて母子の絆を深めるため、助産師の指導の下、オイルを使ったマッサージを行います。また、授乳や育児に関する相談、保護者同士の交流機会にもします。	

④子どもの養育に関する相談支援体制の充実

事業名	実施内容	担当課
こころの相談体制の充実	教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」の相談員や、スクールカウンセラー等と連携し、子ども達の社会的自立に向け、状況に応じた教育相談や支援の充実に努めます。	学校教育課
年中児すこやか相談事業	友達とうまく遊べない、集団で生活するのが難しいなど、集団生活が苦手な子どもの早期発見・早期療育を目的に、保護者、保育者から提出された問診票を用いて審査及び集団での様子観察を行い、必要な幼児にSST（ソーシャルスキルトレーニング）等の個別支援を行います。	健康・介護課
子育て相談（のびのびっこ広場）	発達等が気になる子どもやその育児に悩みを抱える保護者を対象に臨床発達心理士による育児相談や、発達を促すための感覚統合を取り入れた運動遊びを実施します。	社会福祉課
障害児相談支援事業	児童発達支援センター等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。	

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域における子どもの健やかな成長を支援するにあたって、教育・保育施設のサービスなどの公助を充実する一方で、公助では十分手を差し伸べることができないニーズに対しては、地域での助けあい、支えあいといった共助による子育て支援が重要です。

地域での子育て機能の強化を図るため、地域ぐるみによる子育て支援活動を支援するとともに、子育て経験のある市民の知識や技能などを積極的に活用する自主的な子育てグループの活動を促進し、各活動の連携・交流の促進や情報の共有化など子育て支援のネットワークづくりを推進します。

【取組内容】

地域の子育て支援活動や交流の促進

事業名	実施内容	担当課
子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業) (再掲)	総合的な子育て支援の拠点施設として、宮津市子育て支援センターにっこりあを開設し、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。	社会福祉課
子育てグループ育成・保護者同士の交流支援	子育て支援センターや社会福祉協議会のふれあいサロンの活動等を通じて、地域の子育て活動についての情報提供等を行うとともに、育児期の保護者同士等の交流や情報交換を支援します。	
子育てサークル活動の充実	既存施設を有効に活用し、相談支援、情報提供等を行い、子育てサークル活動等への支援の充実に努めます。	
保育所の子育て相談機能の充実 (再掲)	未就園児の親子を対象として、「親子の広場」や「子育てサポートセンター」等、各保育所で親子の交流促進、子育て相談等を実施します。	

(3) 専門的な知識等による支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実

児童虐待防止対策の取組は、通告義務の対象の拡大や市町村の責務の強化等により充実が図られる一方、児童虐待に関する相談対応件数も増えています。子どもを含む全ての人の人権が尊重される環境づくりが必要であり、そのような環境づくりを目指すためにも、児童虐待をはじめ子どもの人権を侵害する行為がなくなるよう引き続き取組を強化することが重要です。今後も保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを一層充実し、虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応を推進します。

また、近年は離婚を理由としたひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、日常生活全般にわたる対応をひとりですていかなければならないため、精神的負担や経済面で負担を感じている人は少なくありません。ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的基盤を確立するための支援や福祉サービスの展開を図っていきます。

障害のある子ども一人一人が、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きが

いのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、保護者が安心して障害のある子どもを育てることができる支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、地域のなかで安心して生活できるよう、総合的な支援体制の構築を図ります。

【取組内容】

①児童虐待対策の充実

事業名	実施内容	担当課
新規 子ども家庭総合支援拠点の設置（家庭児童相談室の充実） （再掲）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行う拠点として、子ども家庭支援員等の専門職員を配置した子ども家庭総合支援拠点を設置します。	社会福祉課
要保護児童への支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会により関係機関（保育所、幼稚園、学校、医師会、民生委員・児童委員、弁護士、京都府、警察、法務局、消防等）との連携を強化し、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応が図られるようネットワークの充実に努めます。	
児童相談体制の充実	子育てや家庭に関わる相談事業を充実し、気楽に悩みや不安を相談できる体制により児童虐待の早期発見に努めます。乳児健康診査・育児相談・訪問等の母子保健活動や保育所・幼稚園・学校・子育て支援センター等の連携を図る中で、虐待の危険のある親子を把握し、保護者の心理的負担の軽減や家庭環境の改善を促すことを通じて、虐待の発生予防・早期発見に努めます。	
DV被害者の子どもの支援	DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し理解を促進し、子どもへの対応を支援するとともに、子どもに対しての心の面からのサポートを実施します。	
地域における見守り体制の充実	P T A、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の人々等の連携協力体制を強化するとともに宮津市高齢者等見守りネットワークと連携し、身近な地域における見守り体制の充実を図ります。	社会福祉課 学校教育課

②ひとり親家庭への自立支援

事業名	実施内容	担当課
ひとり親家庭等に対する就労支援（再掲）	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業を継続するとともに、事業の啓発、就労支援に努めます。	社会福祉課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実（再掲）	母子・父子自立支援員による相談等、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。	
児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	

事業名	実施内容	担当課
ひとり親家庭医療費の支給 (再掲)	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	社会福祉課

③障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

事業名	実施内容	担当課
発達障害等の児童生徒への教育的支援	学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の状態を示す児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、適切な指導、支援に努めます。	学校教育課
障害児通所支援事業(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等)	障害のある子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援事業を実施します。	社会福祉課
障害児日中一時支援事業(障害児一時預かり)	保護者の就労や不在時に障害のある児童の一時的な預かりを行います。	
支援ファイルの活用促進	保護者が関係機関と障害のある子どもの情報共有を行う支援ファイル「かけはし」の活用により、ライフステージに合わせた切れ目の無い支援を行います。	
障害者自立支援協議会発達部会の取組推進	子育て支援を目的に、子どもの発達に関する講演会や保護者・専門職等による交流会を開催し、地域での障害のある子どもへの理解を深めるとともに、不安を抱えている保護者のメンタルケアの支援を行います。	
障害児相談支援事業(再掲)	児童発達支援センター等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。	
特別児童扶養手当の支給(再掲)	障害のある児童を養育している世帯に、所得状況・障害の状況に応じて特別児童扶養手当を支給します。	
障害児保育の推進(再掲)	障害のある児童へのきめ細かな保育の充実に努めます。	
放課後児童クラブの障害児受入体制の充実	放課後児童クラブにおける障害児の受入体制の充実に努めるとともに専門機関との連携を強化します。	
障害者インフルエンザ予防接種の助成	生後6月以上の障害児・者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・B又は精神障害者保健福祉手帳1～3級)がインフルエンザの予防接種をする場合、その接種費用の一部を助成します。	
医療的ケア児支援体制の構築	医療的ケアの必要な子どもとその家族が住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。	

【3】安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

(1) 母と子の健康を育む環境づくり

妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進の観点から、保健・医療・福祉および教育の各分野との連携のもと、母子保健事業の取組に加え、疾病や児童虐待の兆候の早期発見をはじめ、育児不安の軽減、子育て家庭の孤立化の防止を図ります。

【取組内容】

①訪問活動・指導の充実

事業名	実施内容	担当課
乳児家庭全戸訪問	保健師が生後2か月頃までに乳児の家庭を訪問し、母子の健康状態を観察した上で、必要に応じた保健指導を行います。また、今後の予防接種や健診等の説明や母親等からの子育て相談に対応します。	健康・介護課
保健師家庭訪問（養育支援訪問）	乳幼児の発育・発達や保護者の養育状況などに、困難さがある家庭に対して、保健師が継続的に訪問し、子育ての指導・助言や保護者の悩み等への相談を実施することで、母子どもの健康の保持増進を図ります。	
赤ちゃんお誕生おめでとう訪問	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が生後2か月以後の乳児の家庭を訪問し、子育てリーフレット、絵本を配布するなど、地域との繋がりを大切にする中で、母親等の育児不安の解消・軽減に努めます。	社会福祉課

②健診事業等の推進

事業名	実施内容	担当課
乳児健康診査	4か月児、7か月児の健康診査を実施します。	健康・介護課
12か月児相談	生後12か月児に保健師による発達確認、育児相談等を実施します。	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の健康診査を実施します。	
2歳6か月児歯科健康教室	歯科医師による診察のほか、歯科衛生士・保健師・栄養士による保健・育児指導等を実施します。	
3歳児健康診査	3歳児の健康診査を実施します。	
妊婦健康診査の充実	出産に係る負担軽減のため、母子健康手帳交付者の妊婦健康診査の費用を助成します。	
予防接種の勧奨	様々な疾病から子どもの健康を守るため、予防接種の勧奨を進めます。	

③母性の健全育成と医療等の充実

事業名	実施内容	担当課
休日医療体制等の整備	初期救急医療の体制確保のため、休日応急診療所を開所するとともに、子ども等が急病の時でも安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療体制を整備します。	健康・介護課
不妊治療の助成	不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、その治療費用の一部を助成します。	
助産の実施（再掲）	助産制度の情報提供及び低所得者に対して指定施設での入院助産を支援します。	社会福祉課
産婦健康診査の充実	出産後間もない時期の母親の心と体の健康状態を把握し、産後うつ等を予防するため、産婦健康診査の費用を助成します。	健康・介護課
産後ケア事業	産後間もない時期の母子の健康・育児をサポートするため、医療機関に宿泊し心身ケアや育児指導を受けていただくサービスを提供します。	

(2) 安心・安全なまちづくり

子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らす全ての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、関係機関・団体と連携し、道路や歩道、公共施設のバリアフリーに取り組みます。

また、市民一人一人の交通安全意識を高める交通安全教育、子どもや高齢者、障害のある人を含めた全ての市民にとって安全で快適な歩道や自転車道など、交通安全施設の整備を図るとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりを創出するため、家庭、地域、学校、関係団体等が連携した防犯活動を推進します。

【取組内容】

①子どもを犯罪等から守る取組の推進

事業名	実施内容	担当課
子ども見守り活動の推進	各小学校で学校と地域が連携して「子ども見守り隊」を結成し、登下校時の子どもの見守りに努めます。各小学校のPTA等の地域住民が、車両等にパトロール隊のプレート等を掲示し、防犯活動の啓発に努めます。	学校教育課
子ども110番のいえ事業の取組	子どもを犯罪から守るため、子どもの緊急避難場所として、警察、防犯推進委員協議会と連携を図り、地元の協力を得て子ども110番のいえの充実を図ります。	

事業名	実施内容	担当課
青少年教育推進事業	青少年問題協議会委員等によるパトロール等、環境浄化活動を実施します。また、スマートフォンやインターネットを使った犯罪に巻き込まれないよう、ネットトラブル防止等の周知・啓発に努めます。	社会教育課
宮津交通安全協会の取組 (防犯ブザーの配布)	子どもが犯罪に巻き込まれないよう、小学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。	市民課
青色防犯パトロールの推進	警察機関と連携し、青色防犯パトロール車による活動の推進、広報に努め、登下校時の子どもの見守り活動のパトロール展開に努めます。	総務課
防犯カメラ・ドライブレコーダーによるまちの見守り推進	市内の公道等に防犯カメラを設置するとともに、ドライブレコーダーによる見守り活動協力事業等の登録協力を募り、見守り体制を充実・強化していきます。	

②子どもを交通事故等から守る取組の推進

事業名	実施内容	担当課
交通安全教育の推進	子どもを含む市民を対象とした交通安全教室等を実施します。	市民課
交通安全施設等の整備	教育・保育施設周辺及び施設外活動時の児童等の安全を確保するため、危険箇所についてガードレールや歩道等交通安全施設等の整備を推進します。	土木管理課
宮津交通安全協会の取組 (反射板、ワッペン等の配布)	小学校の新1年生にランドセルカバーや反射板の配布、保育所・幼稚園児には、交通安全ワッペン等の配布を行い、子どもを交通事故から守るため、交通安全教育の推進に努めます。	市民課 学校教育課
充実 通学路交通安全プログラムの推進	宮津市通学路安全推進協議会の関係機関と連携し、小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を推進します。また、教育・保育施設周辺及び施設外活動時の児童の安全を確保するため、関係機関と連携し、キッズ・ゾーンの設定を検討します。	市民課 土木管理課 学校教育課

③子育てバリアフリーの推進

事業名	実施内容	担当課
子育て世帯に配慮した公共施設等の改修	公共施設の改修等に当たっては、ベビーカーでの移動等に配慮した段差の切下げやベビーベッドの配備等、子育て世帯が利用しやすい機能を付加するよう配慮します。	土木管理課 社会福祉課
児童遊園等の適正な維持管理	定期的な遊具の点検・修理により、子育て世帯が安心して利用できるよう児童遊園などの公園緑地の適正な維持管理に努めます。	都市住宅課 社会福祉課
子育て世帯に配慮した住宅の提供	子育て世帯に配慮した住宅の提供を行うとともに、子育て世帯が安心して快適に暮らせる生活環境の整備に努めます。	都市住宅課

〔4〕次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します

（1）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

児童・生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成を目指して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進するとともに、指導方法の充実による学力の向上や、人権・道徳教育など健やかな心を育む教育活動を充実します。

また、魅力のある教育活動を展開し、家庭や地域社会との連携を進める中で、地域社会に根ざした信頼される学校（園）づくりに努めます。

【取組内容】

①教育活動の充実

事業名	実施内容	担当課
保育所・幼稚園・学校の連携	就学に向けて、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校が積極的な連携を図るよう配慮します。	社会福祉課 学校教育課
国際理解教育の推進	幼児期から英語教育に親しむことができるよう、新たに公立・私立保育所、幼稚園へ定期的にAET（英語指導助手）を派遣します。また、引き続き小学校・中学校にAETを派遣します。	学校教育課
魅力ある学校（園）づくり	各学校（園）が創意工夫をしながら、それぞれの目標や地域の実態に応じた学校（園）づくりを推進します。	
充実 質の高い学力の育成	学力の充実・向上を目指して、基礎・基本の徹底、言語活動を通じた表現力の育成、学習意欲の向上を推進します。	

②子どもの心の教育の推進

事業名	実施内容	担当課
こころの教育の推進	教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」を設置し、相談員によるきめ細かな支援をはじめ、学校におけるスクールカウンセラー等による相談を実施するとともに、地域人材の活用や体験活動を生かし、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
いじめ防止対策の推進	行政や学校、地域住民、家庭その他のいじめ防止等に関する機関・団体による小中学校におけるいじめの防止等のための対策をより総合的、効果的に推進します。	
人権教育の推進	学校等における人権教育、人権教育指導者を養成するための研修会を開催するほか、人権カレンダーの作成・配布等により啓発を図ります。	社会教育課 学校教育課

事業名	実施内容	担当課
不登校等児童生徒対策	不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室「こころのひろば」を開設し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒の社会的自立に向け、状況に応じた支援を行います。	学校教育課

③小中一貫教育の推進と地域とともにある学校づくり

事業名	実施内容	担当課
充実 小中一貫教育の推進	就学前から中学校卒業までの10年間を見通した上で、一貫した系統的な教育を行い、子ども達の確かな学力と社会を生き抜く力を育成します。	学校教育課
充実 「ふるさとみやづ学」の推進	子ども達が宮津の自然や伝統的な産業、歴史・文化遺産などの地域素材をもとに体験的に学習し、地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさと宮津を愛し、よりよい宮津を築こうとする自主的・実践的な態度を育てます。	
教育ギャラリーの推進	学校（園）で実施している教育内容等の展示を行い、広く広報し、教育活動への理解を進め、家庭や地域住民との連携を深めます。	
新規 コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会制度の導入）	地域の方が学校運営に参画する学校運営協議会制度を導入し、学校と地域との結びつきをより強くし、地域と一体となって子ども達を育てていきます。	
新規 地域学校協働活動の推進	地域住民等の参画を得て、放課後子ども教室の導入など、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、地域と学校との相互連携、協働を推進します。	学校教育課 社会教育課
環境学習の推進	年齢に応じた環境学習プログラムの提供を学校等や環境団体が実施します。また、自然との共生のあり方への理解を深められるよう、人と自然とのかかわりを幼少より体験する機会の充実を図ります。	市民課 学校教育課
防災学習の推進	就学前施設や学校で防災指導を実施し、防災に関する知識とともに「自助」「共助」の意識を高めます。	消防防災課 社会福祉課 学校教育課

（2）家庭や地域の教育力の向上

次代の親を育成する観点から、子育て家庭に対し、男女が共同して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭を持つことの重要性について理解を深めることが重要です。

そのため、子どもの成長過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報や相談、子どもをはぐくむ7か条の啓発及び学習機会を提供するとともに、親子の絆や子どもの大切さへの理解を深める体験・交流活動機会の充実を図ります。

【取組内容】

家庭教育及び親子の絆づくりへの取組

事業名	実施内容	担当課
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	公民館事業やPTA活動等において、家庭教育に関する講座や保護者同士の交流、情報交換等の機会を設けるとともに、関係機関及び地域で子育て支援に携わる人々が連携を密にして各種事業を展開します。	社会教育課 学校教育課 社会福祉課
家庭における生活習慣の取組	早寝・早起き、朝ご飯等、子どもに対し望ましい基本的な生活習慣を育成するための取組を支援します。	
親子行事の充実	保育所・幼稚園・学校等における親子行事、地域の子ども会の行事、子育て拠点等での行事を通じて、親子の絆を深めるとともに、家族が協力して子育てする大切さを啓発します。	社会教育課 学校教育課

(3) 次代を担う親の育成

中学生や高校生など、これから親となる世代が将来子どもを生き育てたいと思えるように、同世代間並びに異世代間の交流機会の充実を図り、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を推進します。

また、次代の親の育成に向け、母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発など、学校保健と連携し、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

【取組内容】

①体験活動・世代間交流の推進

事業名	実施内容	担当課
子どものびのび体験活動事業	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	社会教育課
乳幼児とふれあう機会の充実	学校における授業や職場体験学習等を通じて赤ちゃんの可愛さや命の大切さを実感し、次代を担う子どもたちが乳幼児と交流する機会の拡充に努め、ライフデザインの重要性を認識するための機会を設けます。	学校教育課
子育てボランティアの体験活動	子育て関連行事等へのボランティア参加により子育てへの関心を高めます。	社会福祉課 学校教育課
高齢者等を活用した子どもの育ちの支援	保育所や幼稚園等において、経験豊富な高齢の方と子どもとの世代間交流の機会を設けます。	

②子どものこころとからだの健康づくり

事業名	実施内容	担当課
こころとからだに関する教育の充実	喫煙、飲酒、薬物、性等についての正しい知識の普及に努めます。	学校教育課

(4) 食育の推進

乳幼児期からの食育の意義についての啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上を図ります。

また、「食」を通じ、子どもの豊かな人間形成を育むため、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を充実し、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させる健康づくりを推進します。

【取組内容】

①保育所、学校（園）における食育の取組

事業名	実施内容	担当課
充実 幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実（再掲）	幼稚園給食を早期に完全実施し、安全・安心な学校給食を維持・充実させるとともに、更なる食育の取組を推進します。	学校教育課
就学前施設・学校の給食の充実	給食における食育の取組を推進します。毎月19日の「みやづの食の日」に、地元食材を活用した献立を作成し、地域を大切にする心を育てる取組を実施します。	社会福祉課 学校教育課
保育所・幼稚園・学校における食育の取組	早寝・早起き、朝ご飯等、生活習慣全体を見直し、「食」に関する知識や関心を持つための学習を推進します。食育の視点を含めた保育・教育活動に努め、命のつながりや大切さを学びます。	
「きょうと食いく先生」の授業の実施	食に関するエキスパートである「きょうと食いく先生」が持つ、知識や経験を子どもたちに伝えることにより、市内の食文化の裾野を広げていきます。	商工観光課 社会福祉課 学校教育課

②地域・家庭における食育の取組

事業名	実施内容	担当課
家庭における食育の取組	栄養教諭等による栄養についての講話を行うなど、「食」への関心を高めます。親子クッキング等を実施し、子どもと保護者が「食」に関心を持ち、理解を深めるために家庭における食育の取組を支援します。	学校教育課 健康・介護課

事業名	実施内容	担当課
食育講習会の実施	子どもやその保護者へのより良い食生活の普及を図るため、小中学校・公民館・保育所・児童館等関係機関の事業と連携して、管理栄養士、食生活改善推進員による講話や調理実習等を内容とした幼児・児童・生徒・親子対象食育講習会を実施します。	社会福祉課 健康・介護課

〔5〕地域ぐるみでの子育て・子育てのまちづくりを支援します

(1) 子どもの地域活動への応援

子どもが創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築き、人間性豊かな人格の形成を促すため、地域でのさまざまな体験や交流活動を推進し、子どもに生きる力を培い、思いやりのあふれたまちづくりを目指します。

【取組内容】

地域での体験・交流機会の確保

事業名	実施内容	担当課
図書館の充実	「学びの場」としての図書館本来の機能充実や多機能化を図る中で、子育て情報の提供や読み聞かせなど「子育ての場」としての機能を充実し、図書館ならではの子育て支援サービスを実施します。	社会教育課
子どものびのび体験活動事業（再掲）	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	
児童館の利用	児童厚生員による遊び等の指導をはじめ、児童が主体的に取り組む環境づくりを推進します。	市民課 社会福祉課
児童のボランティア活動の促進（福祉協力校等）	社会福祉協議会等と連携して、社会福祉施設等での生徒のボランティア活動を支援します。	学校教育課
少年少女スポーツ教室・大会	ヨット・スキー等のスポーツ教室を開催するほか、スポーツ大会を実施します。	社会教育課

(2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携した地域コミュニティづくり

子どもの「生きる力」を育むため、家庭・地域・教育・保育施設等がそれぞれの立場で、それぞれの教育力を発揮しながら子どもを育成していくことが重要です。

そのため、家庭・地域・教育・保育施設等、そして行政がそれぞれの役割のもと連携を深める取組を推進し、子どもの育ちを支え、地域の人材の力が発揮できる地域コミュニティづくりを推進します。

【取組内容】

①子どもの居場所づくり

事業名	実施内容	担当課
放課後児童クラブの充実 (再掲)	受入れを6年生までとしている放課後児童クラブの受入体制の充実、指導員等の質の向上、社会福祉法人等への委託を図ります。	学校教育課
子どものびのび体験活動事業 (再掲)	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	社会教育課
児童遊園等の適正な維持管理 (再掲)	定期的な遊具の点検・修理により、子育て世帯が安心して利用できるよう児童遊園などの公園緑地の適正な維持管理に努めます。	都市住宅課 社会福祉課

②地域活動の推進と充実

事業名	実施内容	担当課
環境に優しいまちづくりの推進	人と自然の共生について考える機会を提供し、地域資源の有効活用を推進するほか、地域での清掃活動、落書き除去、緑化や花いっぱい運動等の実施に向けた活動の気運醸成を図る広報等により推進を図ります。	総務課 市民課
新規 地域学校協働活動の推進 (再掲)	地域住民等の参画を得て、放課後子ども教室の導入など、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、地域と学校との相互連携、協働を推進します。	学校教育課 社会教育課
子育て応援パスポート事業の推進	子育て家庭にパスポートを発行し、協賛店舗が様々なサービスを提供することにより社会全体で子育て家庭を応援する取組を支援します。	社会福祉課
民生委員・児童委員等活動支援	民生委員・児童委員又は主任児童委員による各種子育て情報の提供、相談活動を支援するとともに民生児童委員協議会活動を支援します。	
子育て支援員の活用	育児経験があり必要な研修を修了した方を子育て支援員として認定し、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の事業における人材確保を図ります。	

③世代間交流の推進

事業名	実施内容	担当課
異年齢・異世代との交流推進 (保育所・幼稚園)	魅力ある園づくり(幼稚園)や保育所行事等の機会を通して幅広い年齢・世代との交流を図ります。	社会福祉課 学校教育課

第5章 教育・保育事業等の量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。（例えば小学校区、中学校区、行政区など）

本市は南北に長く、保育所や幼稚園等の確保にあたっては、地域性を見据えた施設の確保が望ましいですが、通所にあたっては、就労の関係等もあり、小学校区や中学校区を超えた利用もあることなどを理由に、従来から通所区域については地域を限定していない状況です。

以上のことから、市全体でバランスの取れた施設及び事業の実施場所の設定をしていくため、市全体を1区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

◎ 幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園等）

（1）量の見込みの設定の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごと（本市の場合は市全体）に均衡のとれた教育・保育事業の提供を行うため、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めることとされています。

「量の見込み」は、これまでの利用実績及びニーズ調査結果等、今後の就学前児童数の推移をはじめ、教育・保育施設の利用状況や地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

（2）量の見込みとそれに対応した確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」と、「量の見込み」に対応した「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」について、次のとおり設定します。

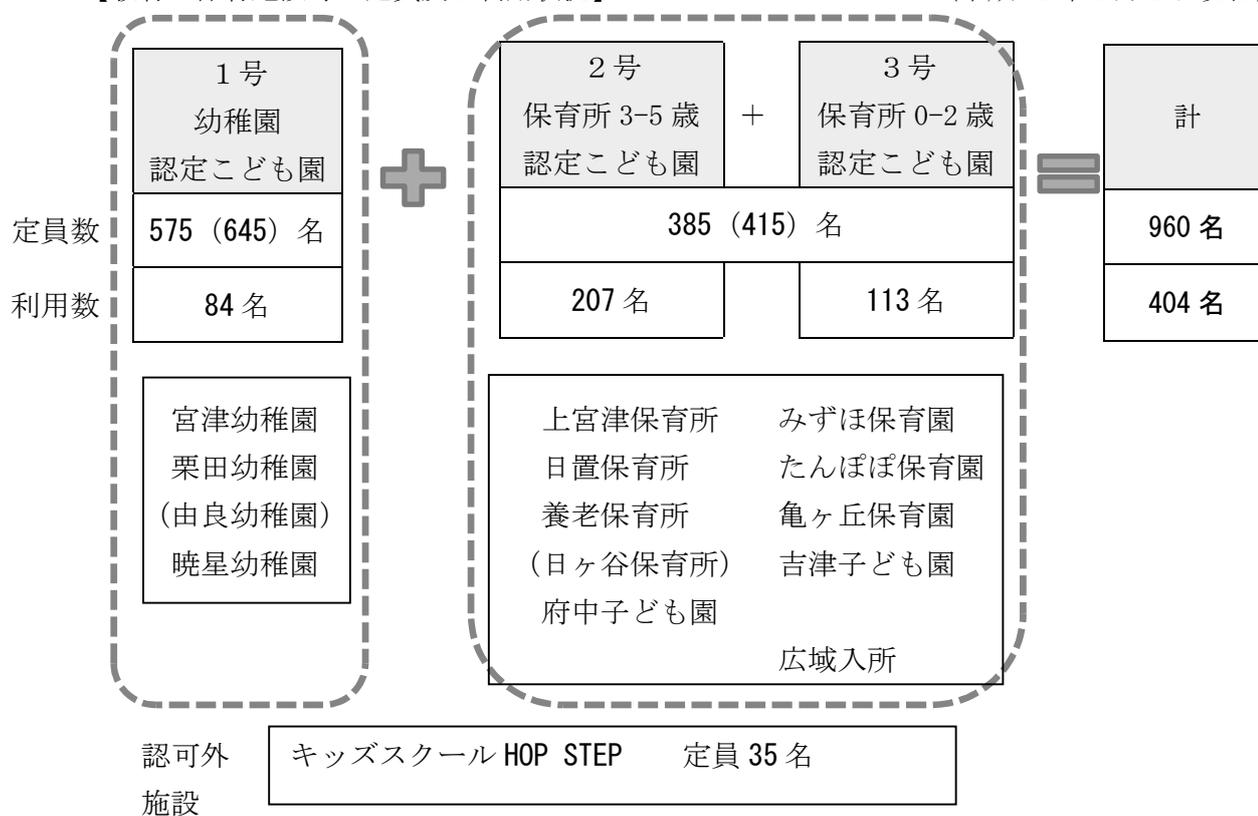
◎ 保育の必要性の認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分	対象	保育の必要性の有無	提供施設
1号認定	満3歳以上	必要としない	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	必要とする	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満	必要とする	保育所、認定こども園 地域型保育事業

【教育・保育施設等の定員及び利用状況】

(平成31年4月1日現在)



※定員数の () 内は、休園・休所中の幼稚園・保育所を含めた数

① 1号認定及び2号認定（幼稚園利用希望が強い）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策についてです。教育ニーズが高い認定区分として、1号認定（保育の必要性はない）と2号認定（保育の必要性がある）があり、利用が想定される施設は、幼稚園、認定こども園（認可外施設含む）となります。

【現況と今後の実施体制】

現在公立の幼稚園2か所の認可定員は455名ですが、利用定員は150名計上しています。私立の認定こども園2か所の利用定員は12名です。

私立幼稚園については、現状の体制を維持するものとし、施設給付対象外施設として計上しています。（認可定員120名、利用定員90名）

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳児人口（人）	313	295	270	250	244	231
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	99	77	71	66	64	61
1号認定		53	48	45	44	41
2号認定（学校教育 利用希望）		24	23	21	20	20
②確保の内容 （定員・人）						
幼稚園 （特定教育・保育施設）		150	150	150	150	150
認定こども園 （特定教育・保育施設）		12	12	12	12	12
確認を受けない幼稚園等		90	90	90	90	90
計		252	252	252	252	252
差（②-①）		175	181	186	188	191

※令和2～6年度の数值は推計値

■確保方策

必要利用定員総数に対する量の確保はされています。

現行の公立幼稚園について、利用児童数が近年激減している中、保護者のニーズ等も見据え、給食の導入検討など教育内容・体制の充実を図ります。

② 2号認定（保育利用希望）

3～5歳児の保育ニーズが高い認定区分である2号認定（保育の必要性がある）についての量の見込み及び確保の方策についてです。

利用が想定される施設は、保育所、認定こども園（認可外施設含む）になります。

【現況と今後の実施体制】

現在公立3か所と私立3か所の保育所、私立2か所の認定こども園があります。児童数の減少に伴い、公立保育所の統廃合など適正規模の運営を検討します。

■量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳児人口（人）		313	295	270	250	244	231
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		201	218	199	184	180	170
②確保の内容 (定員・人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)		59	59	59	59	59
	保育所 (特定教育・保育施設)		184	169	169	169	169
	計		243	228	228	228	228
差(②-①)			25	29	44	48	58

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

量の見込みから、保育施設については確保されているといえますが、宮津市街地においては年度途中の入所が困難な状況にあり、公立幼稚園における体制の充実により、途中入所がしやすい環境をつくります。

③ 3号認定（保育利用希望）

0～2歳で保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分で、0歳児と1～2歳児それぞれの利用定員を見込みます。

利用が想定される施設は、保育所、認定こども園、地域型保育事業などです。

【現況と今後の実施体制】

現在公立3か所と私立3か所の保育所、私立2か所の認定こども園があります。児童数の減少に伴い、公立保育所の統廃合など適正規模の運営を検討します。

■ 量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
0 歳 児	0歳児人口（人）	81	74	68	64	62	58	
	①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	27	25	23	21	21	19	
	②確保の内容 （定員・人）	保育所 （特定教育・保育施設）		14	14	14	14	14
		認定こども園 （特定教育・保育施設）		12	12	12	12	12
		地域型保育事業		0	1	1	1	1
	計		26	27	27	27	27	
差（②－①）			1	4	6	6	8	
1 ・ 2 歳 児	1・2歳児人口	182	164	157	147	137	131	
	①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	116	107	102	96	89	85	
	②確保の内容 （定員・人）	保育所 （特定教育・保育施設）		67	62	62	62	62
		認定こども園 （特定教育・保育施設）		37	37	37	37	37
		地域型保育事業		0	5	5	5	5
		認可外施設		3	3	3	3	3
計		107	107	107	107	107		
差（②－①）			0	5	11	18	22	

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

保育施設については確保されています。

これまで、共働き家庭の増加により、育児休業明けの低年齢児の利用ニーズが増加してきましたが、出生数の減少に伴い、入所児童数についても平成30年度をピークに減少に転じると見込んでいます。地域型保育事業の導入検討や認可外施設の活用により量の確保を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 量の見込みの設定の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごと（本市の場合は市全体）に均衡のとれた地域子ども・子育て支援事業の提供を行うため、「量の見込み」を定めることとされています。

「量の見込み」は、これまでの利用実績及びニーズ調査結果等、今後の就学前児童数の推移をはじめ地域の実情等を考慮し、必要な量の見込みを定めます。

(2) 量の見込みとそれに対応した確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」に対応した「確保の内容及び実施時期」（確保方策）について、次のとおり設定します。

①時間外保育事業（延長保育事業）

利用者の勤務時間等の都合や急な残業等により保育時間の延長が必要な場合に対応するため、保育所等において保育時間を超えて保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～5歳児人口（人）	576	533	495	461	443	420
①利用者数の見込み(人日)	92	83	77	72	69	66
②確保の内容	実人員(人)	83	77	72	69	66
	施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
差(②-①) (人)		0	0	0	0	0

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在、私立保育所3園、私立認定こども園2園で実施しており、現行の延長保育の継続実施をすることにより、利用定員数を確保します。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童の心身の健全な育成を図ることを目的に、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童が放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供する事業です。

■量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
低 学 年 時	6～8歳児人口(人)	351	312	312	304	293	268	
	①利用者数の見込み(人)	136	121	121	118	114	104	
	②確保の内容	定員(人)		135	135	135	135	135
		施設数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	差(②-①)(人)		14	14	17	21	31	
高 学 年 時	9～11歳児人口(人)	405	335	339	336	301	300	
	①利用者数の見込み(人)	51	45	46	45	41	40	
	②確保の内容	定員(人)		47	47	47	47	47
		施設数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	差(②-①)(人)		2	1	2	6	7	

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

令和2年度から4か所で実施します。

高学年の利用や長期休業中の利用についてニーズが高くなっています。

施設としては、利便性や安全性から、学校施設内への整備を進めるとともに、一部の放課後児童クラブについては、社会福祉法人へ運営委託を行い、指導員の確保等に努めています。

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

0～5歳児を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～5歳児人口(人)	576	533	495	461	443	420
①利用者数の見込み(人日)	9	8	8	7	7	7
②確保の内容	受入可能 (人日)	24	24	24	24	24
	施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)(人日)		16	16	17	17	17

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在1か所委託実施しています。利用実績は多くはありませんが、緊急時の受入態勢を確保する必要があることから、現行の事業実施を継続します。

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て中の主に0～2歳児の保護者等の相互交流、情報の提供、育児不安や子育ての様々な相談を受けるなど子育て支援を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～5歳児人口(人)	576	533	495	461	443	420
①利用者数の見込み(人月)	831	800	743	692	665	630
②確保の内容	受入可能 (人月)	800	743	692	665	630
	施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)(人月)		0	0	0	0	0

※令和2～6年度の数値は推計値（月当たり延べ利用回数）

■確保方策

平成29年度に、市内に2か所あった子育て支援センターを統合し、子どもの屋内遊戯場（ポップ・キッズ・ガーデン）の機能を集約した新しい地域子育て支援拠点として商業施設内に開設しました。現在の利用形態を継続するとともに、保護者同士の交流や相談支援に取り組みます。

⑤一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の一時預かりは、0～5歳児を対象に、理由を問わず、保育所などで一時的に子どもを預けることができる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

■量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
3～5歳児人口（人）		313	295	270	250	244	231	
日見① 込み 利用者 数の （人の	1号認定による利用	3,528	3,598	3,293	3,049	2,976	2,818	
	2号認定による利用		—	—	—	—	—	
	計	3,528	3,598	3,293	3,049	2,976	2,818	
② 確保 の内容	公立	受入可能人日		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		か所数		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	私立	受入可能人日		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		か所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	計	受入可能人日		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		か所数		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差（②－①）（人日）			402	707	951	1,024	1,182	

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在公立幼稚園及び私立幼稚園で、在園児の預かり保育を実施しており、利用率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

令和元年10月からは、保育の必要性が認められる世帯について、一時預かりの利用料は幼児教育・保育の無償化の対象となっています。

イ その他の一時預かり（幼稚園を除く）

■量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～5歳児人口（人）		576	533	495	461	443	420
①利用者数の見込み（人日）		762	598	555	517	497	471
② 確保 の 内容	保育所等での 一時預かり	受入可能人日	800	800	800	800	800
		施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
	ファミリー・ サポート・セ ンター等	受入可能人日	40	40	40	40	40
		施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	計	受入可能人日	840	840	840	840	840
		施設数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
差（②－①）（人日）			242	285	323	343	369

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在保育所5か所で実施しており、利用率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

保護者の利便性も考え、ファミリー・サポート・センター等事業において、会員宅以外の実施場所について検討します。

⑥病児・病後児保育事業

病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができない場合に、専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

■量の見込みと確保の内容

			平成 30年度 (実績)	実施時期				
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～5歳児人口(人)			576	533	495	461	443	420
①利用者数の見込み(人日)			0	462	429	399	384	364
② 内容 確保 の	病児対応型	受入可能人日		480	480	480	480	480
	病後児対応型	施設数		1	1	1	1	1
差(②-①)(人日)				18	51	81	96	116

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

令和元年10月に宮津市・伊根町・与謝野町の共同実施による宮津与謝病児保育所を開設しました。ニーズ調査の利用意向率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

子どもを養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、保育の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（まかせて会員）がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
低 学 年 時	6～8歳児人口（人）	351	312	312	304	293	268	
	①利用者数の見込み(人日)	35	55	55	54	52	47	
	②確保の内容	受入可能人日		80	80	80	80	80
		提供会員数		60	60	60	60	60
	差（②－①）（人日）		25	25	26	28	33	
高 学 年 時	9～11歳児人口（人）	405	335	339	336	301	300	
	①利用者数の見込み(人日)	1	35	35	35	31	31	
	②確保の内容	受入可能人日		40	40	40	40	40
		提供会員数		3	3	3	3	3
	差（②－①）（人日）		5	5	5	9	9	

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在、市にセンターを設置し、小学6年生までの子どもを養育する保護者を対象に事業を実施しています。会員は一定数ありますが、利用件数は伸び悩んでいます。

今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めるとともに、地域の実情にあわせ、まかせて会員宅以外の場所での預かり実施について検討します。

⑧利用者支援事業

0～5歳児または小学生の子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、相談窓口を開設し情報提供を行う事業です。

■確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

■確保方策

宮津市子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育て支援サービスの案内や、子育て相談等、保護者の身近な場所で気軽に相談できる体制を整備しています。

⑨妊婦健康診査事業

妊娠中の健康を守り、元気な赤ちゃんを出産するため、妊婦健診の費用を一部助成する事業です。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児人口推計（人）	81	74	68	64	62	58
①健診受診見込み（延人）	1,219	1,029	945	890	862	806
②確保の内容（延件数）		1,029	945	890	862	806

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在実施の事業を継続し、全ての妊婦を対象に事業を実施します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

保健師が家庭訪問し、生後4か月までの乳児の健康観察をしたうえで、子育て相談、保健指導を行うものです。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①訪問対象児数の見込み(人)	98	74	68	64	62	58
②訪問目標数(人)		74	68	64	62	58
差(②-①)(人)		0	0	0	0	0

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

現在実施の事業において、全乳児を訪問しています。今後も、乳児を持つ父母の育児不安を取り除くため、全ての対象者への実施体制を確保し事業を実施します。

⑪養育支援訪問事業

適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①支援対象児数の見込み(人)	10	9	8	7	7	7
②訪問目標数(人)		20	20	20	20	20
差(②-①)(人)		11	12	13	13	13

※令和2～6年度の数値は推計値

■確保方策

乳児家庭全戸訪問事業から支援が必要なケースに対し、十分な実施体制を確保のうえ実施します。

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

特定教育・保育又は特定地域型保育等を受けた場合において、日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などに助成する事業です。

■確保の方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園の副食費等について助成を実施します。

⑬多様な主体が参画することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所・小規模保育などの設置を促進していく事業です。

■確保の方策

今後、国の動向に応じ施設等の実施について、必要に応じて検討していきます。

4 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

現在、本市には認定こども園が2か所あり、利用ニーズも一定満たしている状況です。今後認定こども園への移行を希望する園には移行支援を行っていきます。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。また、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、適切な保護者との関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

教育・保育を実施する公私立幼稚園・保育所その他関係機関それぞれが、質の向上のため、各組織の中で定期的に教育・保育の内容及び課題等を検討する体制づくりをしていくとともに、さまざまな課題に応じた研修の実施と自己研鑽により、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を充実させていきます。

(3) 保幼小連携の推進方策

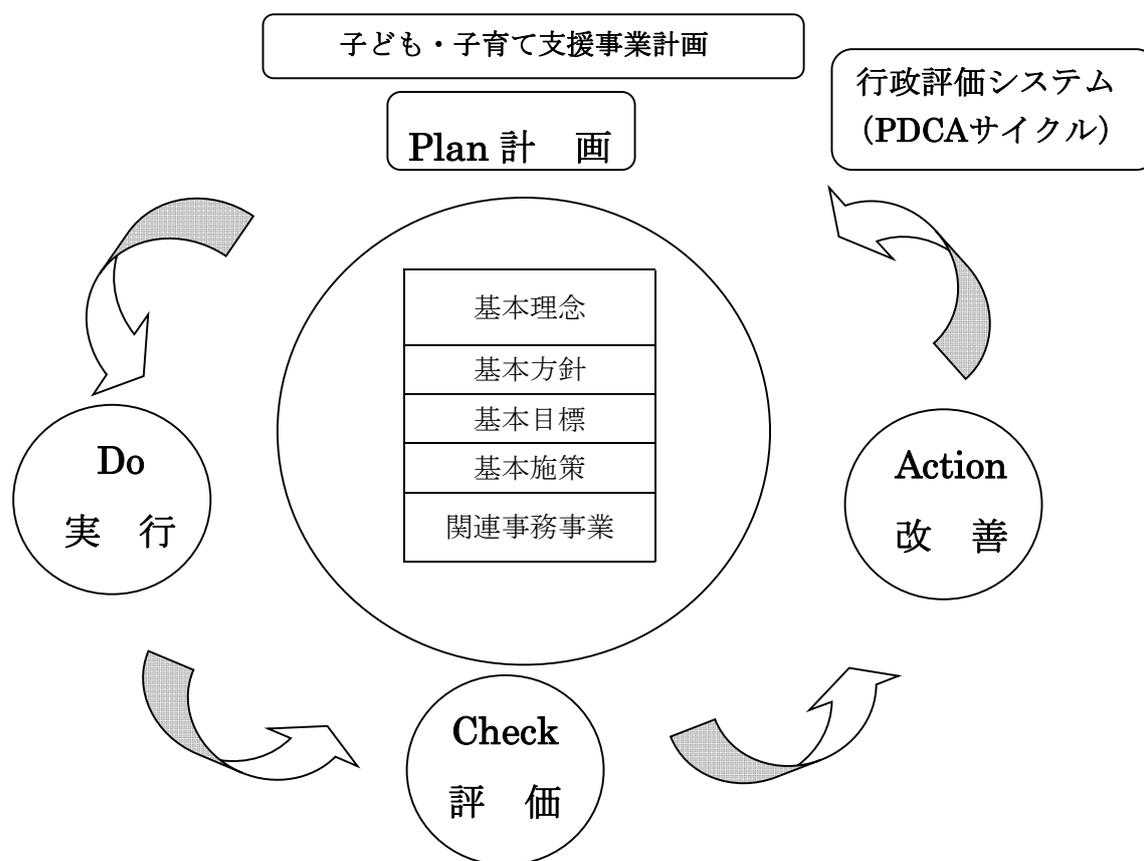
乳幼児期の発達や学びの連続性を確保するため、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組、並びに小学校教育への円滑な接続に向け、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等及び小学校が積極的な連携を図るよう配慮し、教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、就学前児童同士の交流及び小学校児童との交流の機会を設けるなど、就学に向け関係機関で連携した取組の実施や関係機関合同の意見交換や研修等の機会の提供等を推進していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進及び進捗状況の把握

子ども・子育て支援に関する各種施策は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・住宅・生活環境・労働など多方面にわたる取組が必要となるため、総合的な施策の推進に努め、年度毎の施策や事業の進捗状況を把握するとともに、子ども・子育て会議により、計画の進捗状況の点検と評価を実施します。

また、毎年度1回、本計画に基づく事業の実施状況を広く市民に公表します。



2 計画推進に向けた関係機関の役割

本計画を着実に推進するために、家庭、地域社会、行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携・協力しながら、次代を担う子どもの育成支援対策に取り組んでいきます。